

平成二十二年五月十二日 午前十時開議

△開 議

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。

会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めます。

△日程第一 行政報告

○議長（兼田勝久君） 日程第一、行政報告を行います。

これを許します。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 平成二十二年第一回始良市議会臨時会に当たりまして行政報告を申し上げます。

家畜伝染病である口蹄疫の防疫対策について御報告いたします。

口蹄疫は、牛・豚等の偶蹄類の動物の病気であり、人に感染することはなく、その肉や牛乳を摂取しても人体に影響はありませんが、家畜の健全な発育を阻害し、感染率が非常に高いため、発生が確認された時点で、その農場内の牛・豚等はすべて殺処分され、農家が受ける被害は甚大なものがあります。

去る四月二十日、宮崎県都農町で発生した口蹄疫は、その後隣接している川南町へ広がり、四月二十八日には鹿児島県と隣接するえびの市で確認されるところとなりました。

これに伴いまして、鹿児島県の一部が発生地から十キロメートル以内の移動制限区域及び二十キロメートル以内の搬出制限区域にかかるため、県にも対策本部が設置され、防疫対策として主要道路に

において、通行する畜産関係車両の消毒を実施しています。

消毒は、県警の協力を得ながら、市町職員と畜産関係機関の職員で構成する七から八人体制で二十四時間実施しております。

消毒ポイントは、えびの市の口蹄疫発生農場を基点として、半径十キロメートル及び二十キロメートルの円内に湧水町四カ所、伊佐市三カ所、霧島市二カ所の計九カ所が設置されております。

現時点で、本県のすべての農場において、口蹄疫感染の疑いはないことが確認されておりますが、発生から約一カ月の防疫体制をとる必要があることから、当分の間二十四時間体制で消毒作業は継続されることになります。

始良市の対応としましては、多くの畜産農家がおられることから、始良家畜保健衛生所管内の防疫を図る体制として、湧水町のえびの市境に常時二人の職員を派遣し、畜産関係車両の消毒作業に当たっております。

職員は、五月九日までは、八時間の三交代制で従事しておりますが、十日以降は、午前八時半から午後五時十五分まで従事しております。

現在、農林水産部職員で対応しており、五月十一日までに延べ八十二人を派遣しております。

また、農家に対しましては、五、六月出荷予定の子牛に対し、一頭当たり一月一万円の補助をすることを考えております。

今後とも引き続き関係する市町、機関と連携をとり、防疫対策に努めてまいります。

今回の口蹄疫がまん延することなく、一刻も早く収束することを願いまして、報告いたします。

以上で行政報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで行政報告は終わりました。

- △日程第二 議案第一号専決処分について承認を求める件
（始良市役所の位置を定める条例ほか二百二十四件の条例制定の件）
- △日程第三 議案第二号専決処分について承認を求める件
（平成二十一年度始良市一般会計暫定予算）
- △日程第四 議案第三号専決処分について承認を求める件
（平成二十一年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定暫定予算）
- △日程第五 議案第四号専決処分について承認を求める件
（平成二十一年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定暫定予算）
- △日程第六 議案第五号専決処分について承認を求める件
（平成二十一年度始良市後期高齢者医療特別会計暫定予算）
- △日程第七 議案第六号専決処分について承認を求める件
（平成二十一年度始良市老人保健医療特別会計暫定予算）
- △日程第八 議案第七号専決処分について承認を求める件
（平成二十一年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定暫定予算）
- △日程第九 議案第八号専決処分について承認を求める件
（平成二十一年度始良市介護保険特別会計介護

サービス事業勘定暫定予算）

- △日程第一〇 議案第九号専決処分について承認を求める件
（平成二十一年度始良市簡易水道施設事業特別会計暫定予算）
- △日程第一一 議案第一〇号専決処分について承認を求める件
（平成二十一年度始良市農業集落排水事業特別会計暫定予算）
- △日程一二 議案第一一号専決処分について承認を求める件
（平成二十一年度始良市地城下水処理事業特別会計暫定予算）
- △日程一三 議案第一二号専決処分について承認を求める件
（平成二十一年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計暫定予算）
- △日程一四 議案第一三号専決処分について承認を求める件
（平成二十一年度始良市土地区画整理事業特別会計暫定予算）
- △日程一五 議案第一四号専決処分について承認を求める件
（平成二十一年度始良市水道事業会計暫定予算）
- △日程一六 議案第一五号専決処分について承認を求める件
（字の区域変更に関する件）
- △日程一七 議案第一六号専決処分について承認を求める件
（鹿児島広域市町村圏協議会への加入に関する件）
- △日程一八 議案第一七号専決処分について承認を求める

件（始良市指定金融機関の指定に関する件）

△日程第一九 議案第一八号専決処分について承認を求める

件（始良市税条例の一部を改正する条例の件）

△日程第二〇 議案第一九号専決処分について承認を求める

件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件）

△日程第二一 議案第二〇号専決処分について承認を求める

件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例の件）

△日程第二二 議案第二二号専決処分について承認を求める

件（鹿児島県に公平委員会の事務を委託する件）

○議長（兼田勝久君） 日程第二、議案第一号専決処分について

承認を求める件（始良市役所の位置を定める条例ほか二百二十四件の条例制定の件）より日程第二二、議案第二二号専決処分について承認を求める件（鹿児島県に公平委員会の事務を委託する件）まで、以上二十一件を一括し、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 議案第一号から議案第二二号までの提案

理由につきまして、一括して御説明を申し上げます。

議案第一号から議案第二二号までの専決処分について承認を求める件につきましては、始良市の設置に伴い市政運営に必要な条例の制定や平成二十一年度一般会計等の暫定予算など、議会が成立して

いないため、三月二十三日に市長職務執行者において、地方自治法第七十九条第一項の規定により専決処分したもので、同条第三項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

まず、議案第一号専決処分について承認を求める件（始良市役所の位置を定める条例ほか二百二十四件の条例制定の件）につきまして御説明申し上げます。

本件につきましては、市政の運営に必要で、即時に施行すべき始良市役所の位置を定める条例ほか二百二十四件の条例の制定について専決処分したものであります。

次に、議案第二号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市一般会計暫定予算）から議案第十四号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市水道事業会計暫定予算）までの十三件につきまして御説明申し上げます。

本件につきましては、平成二十一年度始良市一般会計ほか十二の特別会計等の暫定予算を定めることについて専決処分したものであります。

平成二十一年度の各会計の予算につきましては、合併前の加治木町、始良町、蒲生町、始良郡西部消防組合及び始良郡西部衛生処理組合の議会で御審議いただき、平成二十二年三月三十一日までの予算として編成いたしましたもので、今回の三町合併に伴い、平成二十二年三月二十二日までに収入または支出のあったものについては、旧町での決算となりますことから、それぞれの町で予算措置したもののうち、合併前日までに収入または支出のなかったものについて、改めて平成二十二年三月二十三日から平成二十二年三月三十一日までに執行すべき平成二十一年度の暫定予算として措置したものであ

ります。

各会計の暫定予算額は、一般会計で六十一億四千八百八十三万三千円、国民健康保険特別会計事業勘定で十四億九千七百二十七万九千円、国民健康保険特別会計施設勘定で七百三十一万七千円、後期高齢者医療特別会計で三千四百四十万四千円、老人保健医療特別会計で四千八百五十六万六千円、介護保険特別会計保険事業勘定で七億四百七十一万六千円、介護保険特別会計介護サービス事業勘定で六百十七万七千円、簡易水道施設事業特別会計で九百七十六万六千円、農業集落排水事業特別会計で二百六十七万六千円、地域下水処理事業特別会計で百九十万六千円、農林業労働者災害共済事業特別会計で三万九千円、土地区画整理事業特別会計で一億十六万四千円、水道事業会計の収益的収入及び支出の収入で七十四万八千円、支出で一千百一十萬一千円、資本的収入及び支出の収入で〇円、支出で二千六百五十三万円となるものであります。

次に、議案第一五号専決処分について承認を求める件（字の区域変更に関する件）につきまして御説明申し上げます。

本件につきましては、字の名称の変更について専決処分したものであります。

内容といたしましては、旧加治木町と旧蒲生町の区域につきまして、従前の大字の前に「加治木町」または「蒲生町」を冠したものをもって大字とするものであります。

次に、議案第一六号専決処分について承認を求める件（鹿児島広域市町村圏協議会への加入に関する件）につきまして御説明申し上げます。

本件につきましては、鹿児島広域市町村圏協議会へ加入すること

について専決処分したものであります。

鹿児島広域市町村圏協議会につきましては、鹿児島広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定や、その実施について連絡調整を行うことを目的に、昭和四十七年十月に三市十二町四村で設置されたもので、合併前の三町とも加入しており、改めて始良市として加入するものであります。

次に、議案第一七号専決処分について承認を求める件（始良市指定金融機関の指定に関する件）につきまして御説明申し上げます。

本件につきましては、始良市指定金融機関の指定について専決処分したものであります。

内容といたしましては、公金の収納及び支払い事務を取り扱わせるため、あいら農業協同組合を指定金融機関に指定したものであります。

次に、議案第一八号、議案第一九号及び議案第二〇号の専決処分について承認を求める件につきましては、関連がありますので、まとめて御説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年三月三十一日に公布され、四月一日から施行されたことに伴いまして、関連する市条例三件につきまして、平成二十二年度の課税に支障を来たさぬよう、法律に合わせ同日から施行するため専決処分したものであります。

平成二十二年度の地方税法の改正は、支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点から、税制全般にわたる改革の一環として行われたものであります。

それでは、議案第一八号専決処分について承認を求める件（始良市税条例の一部を改正する条例）の内容につきまして御説明申し上げます。

なお、本条例で引用しております、地方税法等の条項の移動等があったことに伴う字句等の改正につきましては、詳細を省略させていただきます。

第十九条は、法人税法の改正において、清算所得課税が廃止されたことにより、法人住民税においても清算所得に係る申告納付の規定が削除されたことによる改正であります。

第三十一条第三項も、同じく法人税法の改正に基づき、地方税法も所要の改正を行ったことによる改正であります。

第三十六条の三の二及び第三十六条の三の三は、子ども手当の導入及び高校の実質無償化に伴うもので、扶養控除の見直しが行われ、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止や、特定扶養親族のうち年齢十六歳以上十九歳未満に係る扶養控除の上乗せ部分の十二万円が廃止され三十三万円となりました。

これによりまして、所得税では扶養の把握は不要となりましたが、市税では非課税限度額制度に活用するために、市町村での扶養親族に関する事項の把握ができるようにするための条の追加であります。第四十四条及び第四十五条は、公的年金からの特別徴収とならない六十五歳未満の公的年金所得者について、給与から特別徴収することができるようにするための所要の改正であります。

第四十八条及び第五十条は、法人税法の改正による字句等の所要の改正であります。

第五十四条は字句の削除で、第九十五条は、たばこ税率の改正で、

本年十月一日からの施行となります。

附則第十五条は、地方税法附則第三十一条の二が削除されたことによる読替規定の削除と項の繰り上げであります。

附則第十六条の二は、旧三級品のたばこ税率の改正であります。

附則第十九条の三は、新たに非課税口座内の少額上場株式等に譲渡所得等の非課税措置について、それ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額と区分して計算する所要の改正であります。

附則第二十条の四及び第二十条の五は、引用しております法律の名称改正に伴う字句の改正であります。

なお、本一部改正条例の附則につきましては、第一条において施行期日を、第二条において市民税に関する経過措置を、第三条において、固定資産税に関する経過措置を、第四条において、市たばこ税に関する経過措置をそれぞれ規定するものであります。

次に、議案第十九号専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の内容につきまして御説明申し上げます。

今回の法改正は、厳しい経済情勢が続く中、中低所得層の負担に配慮する改正がなされました。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

第二条は、基礎課税額に係る課税限度額を四十七万円から五十万円とし、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の十二万円から十三万円に見直すものであります。

第二十三条は、基礎課税額の減額について、減額して得た額四十七万円を五十万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の減額について、減額して得た額十二万円を十三万円に見直すもの

であります。

また、地方税法第七百三条の五第二項が削除されたことによる字句の改正と、地方税法第三百十四条の二第二項に規定する金額を三十三万円とする改正であります。

第二十三条の二及び第二十四条の二は、非自発的な理由により離職した者に対する軽減措置の創設で、前年所得の中に給与所得がある場合に、その所得を百分の三十に相当する額によるものとして、所得割を算定するとともに、減額判定とするものであります。

次に、附則第四項、第九項、第十五項及び第十六項は、地方税法等の条項の移動等があったことに伴う字句等の改正であります。

なお、本一部改正条例の附則につきましては、第一条において施行期日を、第二条において適用区分をそれぞれ規定するものであります。

次に、議案第二〇号専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例）の内容について御説明申し上げます。

附則第十二項は、固定資産税等の課税標準の特例についての規定であります。課税標準の特例措置が廃止されること等による項の削除や字句の改正であります。

主なものとしては、特例措置が当初の施策意図がほぼ達成されたことや適用事例が今後見込まれないこと等から、廃止され削除されたものであります。

なお、本一部改正条例の附則につきましては、第一項において施行期日を、第二項において経過措置をそれぞれ規定するものであります。

次に、議案第二一号専決処分について承認を求める件（鹿児島県に公平委員会の事務を委託する件）につきまして御説明申し上げます。

本件につきましては、公平委員会の事務について鹿児島県に委託することについて専決処分したものであります。

合併前の三町とも、公平委員会の事務を鹿児島県に委託しており、極めて専門性の高い事務として、また職員に対する準司法的判断や権限を必要とすることから、地方自治法第二百五十二条の十四及び地方公務員法第七条第四項の規定により、委託に関する規約に基づき、平成二十二年四月三十日から鹿児島県への事務の委託をお願いするものであります。

以上、議案二十一件につきまして、一括して御説明いたしました。よろしく御審議の上、承認くださるようお願いいたします。

○議長（兼田勝久君）　ただいまから、議案第一号専決処分について承認を求める件より議案第二一号専決処分について承認を求める件まで、二十一件について一括して質疑を行います。

本件については、六名の議員から質疑の通告がなされております。したがって、順次に発言を許可します。

○一九番（神村次郎君）　おはようございます。始良市議会になりました。初めての質問になりますが、執行部の皆さん、よろしくお願いを申し上げます。

七万五千人の始良市が誕生をしました。蒲生、始良、加治木、三町の住民の融和が図られることはもちろんですが、この地域に住む人が安全で安心して、そして夢と希望を持って暮らせる市政が求められています。市民目線での課題解決に向け、私は全力で取り組み

決意を申し上げまして、質問に入らせていただきます。

専決第二一号についてであります。公平委員会についての質問であります。

この問題につきましては、合併協議会の法定協議会の中でも議論をされたところであります。公平委員会とは、自治大学の自治用語辞典によりますと、「地方公共団体職員の利益の法と公正な人事権の交渉を保証するため、地方公共団体の長、その他の任命権者から独立した地位を有する機関」とされています。

私は、始良市では七万五千人のまちであります。始良市として自前で設置をする条件は備えているというふうに思っています。始良市でも十分機能をし得るという判断をしているんですが、始良市として設置をできなかったのかお尋ねをいたします。

○議長（兼田勝久君） 市長、ここで、一回目はここで。失礼、自席やった、質疑は。一般質問がここやった。

○市長（笹山義弘君） 議会のルールに従ってやらせていただきます。と思います。

神村議員の御質問にお答えいたします。

公平委員会は、議員御指摘のとおり、地方公務員の労働基本権が制限されていることへの代償措置として設けられているものであります。

公平委員会の事務は当分の間、鹿児島県へ委託することとし、合併協議会では事務委託については、合併の日の前日をもって規約を廃止し、新市において従来の事務委託規約の内容により、合併の日に締結するとしておりましたので、調整方針に基づき、県と始良市において事務委託契約を締結いたしました。

今後は、早急に人選等を含め、新市での公平委員会の設立に向け、研究・準備に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○一九番（神村次郎君） 今お答えがありました、この法律の目的とするところは、最高裁の判例や自治省によると、労働基本権を制限をしている代償措置としてであると、そういう見解が示されています。この公平委員会の権限は、説明するまでもなく職員の給与、それから勤務時間、それらの条件に対する措置の要求を審査をし、必要な措置をとること。それから、職員に対する不利益な処分について不服申し立てに対する採決または決定をすること、それから職員の苦情を処理することなどでありますが、私は、霧島市も設置をしています。マスコミなどでちよこちよこ話に出る阿久根市でも設置をされて、その機能は十分、あの二万、三万足らずの町でも、都市でも機能を十分発揮をしている。そういう状況の中では、ぜひ始良市七万五千人のまちでもぜひ設置をしてほしいというふうに思っています。

合併協議会の協議の経過を、どういう協議をされたのか、意見としてどういうものが出されて現在に至っているのか、そのことによって現在があるというふうに思っていますが、内容についてお聞かせください。

○総務部長（下柿元鉄男君） お答えいたします。

合併の協議会の中では、委員の中から、今後の課題として合併の効果をよりしっかりさせるという意味においては、自前で持ったほうがよいのではないかと、それを早急にやるようにと意見が出ております。協議会の中では、それを受けて貴重な意見として検討して、

今後進めてまいりますという経過になっております。

○一九番（神村次郎君） 市長にお答えをいただきたいんですが、公平委員会に対する基本的な市長の姿勢、それから合併協議会の中でも、早目に設置をすべきではないかといったような議論がされておりますので、当面、委託をして様子を見ながら研究されることも必要ですが、何年ぐらいしたら設置ができるのか、お答えいただきたいと思います。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

職員の環境につきましては、適時適宜に話を持ちまして、十分その状況を把握するように努める今後つもりでございますが、この委員会のあり方につきましては、今六月の定例議会に向け予算措置、いろいろと部内の調整等に当たっております、なかなか議員御指摘の案件につきまして、十分にまだ研究する時間的なものが制限がございます。したがいまして、七月まで、恐らく定例議会にかかると思われませんが、それ以降に何らかの方向性をお示しできるように努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（兼田勝久君） 以上で、神村次郎議員の質疑を終わります。

○一四番（河東律子君） おはようございます。私は、議案の第一号、条例制定についての件につきまして、四点ほど質疑いたしたいと思います。

まず、六十二号、庁舎建設基金についてでございます。庁舎の建設基金は、市庁舎の建設に関する経費の財源に充てるために設置するとなっております。合併前に、始良町の庁舎もかなりの改修が行われまして、進んでいるわけですが、何せいろいろ

ろ手狭な面とか不都合な面も出てきているようにございます。どうしても、庁舎の改修、あるいは建設ということはもう避けて通れない問題だと思っているんですが、ここにこういうふうにして建設基金の条例ができたということは、やはり新しい庁舎をつくっていくというお考えのもとで設置されているということになると思いますが、市長におかれまして、その建設時期、あるいは積み立ての額等についてどのようにお考えになっているのか、予算に定める額となっておりませんが、今までの始良町の事例を見ますと微々たる積み立てでございますので、その辺のことについてお答え願いたいと思います。

次が、七十八号の松下文庫基金についてでございますが、私たちは始良町にありますので、松下文庫についてはよくわかりません。それで、これはごく簡単なことでございますが、この設立の経緯、内容等について御説明を願いたいと思います。

次、九十七号、九十八号の大楠ちびっ子園について、運営と通園バス等について伺いたいと思います。

ちびっ子園は、保育所及び幼稚園を包括した施設として位置づけられております。保護者の就労の有無、または形態等にかかわらず、小学校就学までの乳幼児及び幼児の保育の子育て支援を行う事業となっているようにございますが、これは幼保一元化の事業として国も今進めている事業だと思っております。

旧蒲生町独自の事業ということになっておりますが、この幼保一元化ちびっ子園が建設されました経緯、それから今後条例により対象が全市、市全体に広げられると考えております。しかし、始良町、加治木町においては、保護者、それに対応する保護者等についても、

幼保一元化の施設事業については十分な知識を持っておりません。それで、やはりその趣旨の説明及び広報のあり方についてというのが必要になってくると思うんですけれども、どのような形で募集、広報をさせていくのかお伺いします。

また、バス利用の対象者が規定で定めるものとすると思いますが、この辺のことについて詳しくお知らせください。

四番目、百七十六号、百七十七号の住宅についてですが、これはどちらとも入居者資格が、「現に同居し、または同居しようとする親族があること」が前提になっておるようでございますが、単身者が入れない、入居できない理由は何なのか、また市営住宅、単独住宅等の建設計画はどのように考えておられるのかお伺いいたします。一問目、以上です。

○市長（笹山義弘君） 河東議員の御質問にお答えいたします。

なお、松下文庫基金条例につきましては、教育委員会でお答えいたします。

まず、庁舎建設基金についてお答えいたします。

庁舎建設基金の目標額につきましては設定しておりませんが、平成二十二年三月末現在で、旧三町合算で五千四百三十八万二千元になっております。

また、庁舎建設についての考えでございますが、今後策定いたします始良市の総合計画の中で検討していきたいと考えております。

次に、始良市立大楠ちびっ子園の運営に関する条例及び始良市立大楠ちびっ子園通園バス運行条例についてお答えいたします。

平成二十二年の大楠ちびっ子園の当初入所につきましては、従来どおり保護者の勤務地・通勤経路等の制限を設けておりましたの

で、蒲生地区以外からの募集は行っておりません。本年四月二日以降につきましては、始良市内に居住する児童に対して、この制限を設けることなく入園募集することにいたしております。

なお、入園する児童の決定に際しましては、始良市内のどの園におきましても同じような取り扱いとし、既に在園されている児童を優先するようにいたしております。

通園バスの利用に際しましては、現段階では、大楠ちびっ子園通園バス運行条例及び同施行規則に基づき、二台のバスにより運用いたしております。また、九州運輸局鹿児島運輸支局の許可を得て、旧蒲生町区域での運行経路を定めております。

なお、利用対象者としては、三歳以上の園児として、園児一人に対し月額二千円、片道利用の場合は月額一千円とするなど定めております。

次に、始良市営住宅条例及び始良市営単独住宅条例についてお答えいたします。

単身者が公営住宅に入居できない理由としては、公営住宅法の規定の中で、原則として現在同居しているか、または同居しようとする親族が必要とされています。このような同居親族要件が設けられている趣旨は、民間賃貸住宅市場において、単身者向けとなるワンルームや一DK等の賃貸住宅については比較的供給量が多いのに対して、家族向け賃貸住宅はまだ市場での需要に応じた供給が十分とはいえない状況にあるため、まず同居親族を有する者に対して公営住宅を供給しようとするものであります。

したがいまして、高齢者や障害者を除いた単身者の入居はできなくなっております。

単身者用住宅は、特定公共賃貸住宅として、旧蒲生町に十六戸整備しており、全戸入居しております。

市営住宅、単独住宅の建設計画につきましては、合併協議の中でも旧三町の住宅整備計画をもとに、新市の住宅マスタープランを策定し、この計画に沿って整備を図ってまいります。

○教育長（早川良行君） 始良市松下文庫基金条例についてお答えいたします。

この基金は、福岡大学名誉教授、故・松下武二氏の御遺志により、御遺族から平成七年に旧加治木町へ贈られた寄附金をもとに、青年の健全育成を図る事業に要する経費の財源に充てるために設けられたもので、基金の額は、当初一千万円でありました。

旧加治木町では、基金から生じる利子を町立図書館の図書購入費に充てることとし、平成十七年度までは青少年向けの書籍を百五十冊余り購入しております。

また、平成十八年度からは、財政状況等を勘案し、基金を取り崩して年間二千冊余りの図書を購入しており、基金により購入した蔵書冊数は六千七百冊余りとなっております。

基金は、これまで、十八年度、二十年度及び二十一年度に取り崩しを行っており、基金の額は現在三百万円で、そのまま新市に引き継いでおります。

今後、故人の御遺志を尊重し、図書購入費として活用してまいります。

以上、お答えいたします。

○一四番（河東律子君） それでは、庁舎建設の件から再度お尋ねいたしたいと思います。

総合計画の中に当然うたわれていくと思いますが、現在基金が五千万強、五千四百万程度ということであれば、これはなきに等しいんじゃないかなと思うぐらいの少額になるわけですが、市長としましては、もし基金を積み立てるふうにされて、総合計画の中に入られるわけですので、新しく建設するとすれば、どのような形でどのようなものにしていきたいのか、またそれについては、おおよそどれぐらいの費用がかかるということをお思いなのかということをお伺いしたいと思います。

それで、ある程度のいつごろまでにこういったものをつくりたい、そして経費がどれぐらいかかるということになれば、当然今までのようにちよつと予算の中で、余ったと言えばおかしいですけども、少額ずつ積み立てていくということであれば、一つの建設になるかわかりませんので、市長としてやはり庁舎はこのままではいけないんだ、新しい形の始良市の庁舎っていうものの、まあ構想といったようなものがあるのじゃないかなと思っておりますので、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

それで、やはり住民にとっても使いやすい、職員にとっても使い勝手のいい庁舎にしていくためには、やはり計画的な積み立てといったものが、これはぜひ必要になってくるかと思っておりますので、そのことについては総合計画の中でうたわれていくものとも思っておりますが、現在における市長のお考えというのをお聞かせを願いたいと思います。

それから、松下文庫につきましてはわかりました。寄附金の活用ということで、当初一千万が、かなり七百万ぐらい使われて活用されているということでございます。けれども、あと三百万ぐらいし

かないわけですので、これはもう計画に沿って、御家族の御意思とかでできていくものじゃないかなと思っておりますので、これについては了解をいたしました。

次に、ちびっ子園についてですけれども、二十二年度につきましては、蒲生、今まで従来どおりの募集をされて、今大体百七十名ぐらいの入所といいますか、子供さん方がいらっしゃるんじゃないかなと思っっているんですけれども。

通園バスにつきまして、始良市全体に広げた場合に、今いろいろ交通というのは、自分たちの町だけでやりましようっていう形でできないわけですから、関係部局とかいろいろありますが、もし市全体に広げた場合に、蒲生町、あるいは始良、旧加治木町、始良から希望が当然出てくるんじゃないかと思うんですけれども、そういったときのこのバスの運用というものはどのように考えられるのか、同じ市民として蒲生の子供たちは利用できるけれども、旧始良、加治木の子供たちは利用できませんよっていうのも、ちょっとこれもまたどうかかなと思ったりするんですけれども、一番はそのことについて伺いしたいと思います。

それで、幼保一元化につきましては、親の就労の形態等にかかわらず入れる施設でありますので、今から非常に需要が大きくなっていくんじゃないかなと、私自身は考えます。幼稚園と保育園というのが別枠であるんですけれども、実際のところ始良町でも、例えば建昌幼稚園あたりは、年長組は七十人の定員に対して四十五名ぐらいですか、もっと今ふえましたかしれませんけれども、当初についてはそれぐらいの入所希望しかありません。また、年少児についてもまだ余裕枠があると。そうしますと、今度は保育園じゃない、いわ

ゆる保育園の待機児童といえますか、その数は始良におきましては、新しい建昌保育園と池島保育園が増設されたんですけれども、それでもまだ待機児童が残っているというような状況で、非常にこのちびっ子園みたいな幼保一元化の事業の施設があるんだよっていうのが広報されていきますと、希望者は非常にふえてくるんじゃないかなと思うんです。

現在、蒲生において入所をされているのは、定員枠いっぱいっぱいなのか、ほかにまだ受け入れる余裕があるのか、そして、始良市全体で募集した場合にオーバーになった場合にはどのような形をとろうと思っっていらいっしゃるのか、その辺について伺いをいたしたいと思います。

それから、住宅についてですけれども、市営住宅、単独住宅にかかわらず市が管理する住宅等がまだあると思うんですけれども、実は始良町には山間地域、北山とか山田とかあります。始良町で計画の中で、各校区でまちづくり活性化を進めていくための校区の活性化事業に取り組んでおるわけですけれども、実は北山の事例で、北山は今一生懸命やっっていらいましまして、そこでいろんな事業をやりたいと、若者が北山に定住してこういうことをやりたいんだというような希望があったわけですけれども、住宅がないと。それで、前は町営住宅ですから、その町営住宅であきがあったんですけれども、そこは単身ということでは入れなかったと。そうすると、今度は個人の何かを探してということになると、女の子だとやはり安全面とかそういうことで、町営住宅、市営住宅、そういう所にも入りたいのに入れない。ですから、入所の条件といえますか、状況っていうのが、そういう形で変わってくるんじゃないかなと思うん

です。旧始良町の場合なんかは市街地のほうがありますので、ここにはいろんなマンションとか単身用の建物がたくさんできております、確かに。

しかし、何かそういったような目的を持って山間地に住みたいんだよねあというような希望等があったときに、こういう、もう単身ではいけませんよという一つのきまりがあると、なかなか町の活性化とかそういうのに寄与したいと思っという方、そこはもう条件で切られてしまったというふうなお話を聞いたもんですから、やはりそれらの所を単に住宅法でできていますよじゃない、特別措置みたいなものをうたう必要があるんじゃないかなと思っというお聞きをいたしました。その件についてお答え願いたいと思います。

○建設部長（泉 雄三君）

公営住宅の件についてお答えをいたします。

議員仰せのように、旧始良町で各校区ごとに地域活性化構想をまとめまして、その中で各地域でいろんな御意見等がございまして、北山、山田校区でも公営住宅が欲しいという意見が出ていることは承知をしております。ということで、この市街地につきましては、先ほどの市長の答弁にもありましたように、単身者用等も大分民間住宅が出ております。そこで、市長の答弁にもありました住宅マスタープランを策定いたしましたので、その中で地域性、当然山間地域、市街地地域等を考慮したマスタープラン等を策定し、今後どのような住宅がどういう場所に必要であるかということを十分検討してまいりたいと思っております。

○福祉部長（甲斐滋彦君）

通園バスの件についてお答え申し上げます。

通園バスは二台で運行しております、片道約五十分から六十分かかります。そういうことで、八時にちびっ子園を出発しまして、始業時の九時に間に合うようにしておりますので、始良市全体からもし募集があつて入られた場合には、コースも検討するのですが、コースにかかる、先ほど申し上げました時間等もありまして、余り遠方までは難しいのが実情でございます。

それから、定員に関しましては、保育所に関しては九十の定員でございます。現在、八十七名入っております。現在、定員を超えても入園できるように国の基準が緩和されておりますが、保育士等の人数等にもかかりまして、計算しますと十五人の方が入られるのが可能でございます。これを超えた場合に、いっぱいになったときはどうするかということについては、市全体の保育所、そういう所に対応しようかと考えているところであります。

○市長（笹山義弘君）

庁舎建設の件について、市長はどのような構想を持っておるかというお尋ねでございますが、ただいま合併をできたばかりであります。合併は行財政改革のその最も象徴的な作業でございますが、その合併効果ということについて、まだ十分にその精査もできていないところであります。私といたしましては、既存の施設を最大限に活用すること、職員にもそのように指示しておりますし、またその対応についても厳しく指導をしているところであります。

したがって、当面の間は既存の施設を最大限有効に活用しながら、そして住民の皆様方の、市民の皆様方の声を十分にお聞きしながら、総合振興計画の中に十分に反映させまして、基金等につきましては、そのような時期が来ましたら、十分に財政課長、財政と

相談しながら基金積み立てということについても考えていきたいということを考えますが、今はまだ、いつどのようにに建設するというような具体的な計画は持ち合わせていないところであります。

○一四番（河東律子君） 一般質問じゃありませんのでこれぐらいで終わりたいんですけども、一つだけ、ちびっ子園の入園、保育料ですかね、保育料と他の公的な保育料の基準といったようなもの、何か差がございますか。それとも大体一緒なのか、その辺をお聞かせください。

○福祉部長（甲斐滋彦君） 保育料の件についてお答え申し上げます。

始良市の基準というものがございしますが、合併時の協議の中で蒲生町が一番低い保育料ということで協議を重ねて、結果、当分の間、保育料は現行をするということで、当分の間という期間で設定をしております。

○議長（兼田勝久君） これで河東議員の質疑を終わります。

次は、堀広子議員。

○二四番（堀 広子君） 私は、議案第一号と、それから議案第十九号について質問をいたします。

まず、第一号の条例六十四の始良市の国民健康保険基金条例についてお尋ねいたします。基金条例の内容でございしますが、基金の積み立てについて、これまで過去三箇年の平均保険給付費の五%以上積み立てることと、このようになっておりましたが、二〇〇一年度からは国民健康保険財政の基盤を安定強化する観点から、保険者の希望等に応じて安定的かつ十分な基金を積み立てられたいとなって、五%以上という規定が削除されております。そしてまた、二〇〇五

年の十二月二十八日付で各都道府県民生主管部局長あての通知の中でも同様の記載となっているようでございますので、ぜひ早急にこれは改めるべき条例の内容ではないかと思えますけれども、どのような検討をされているのか。その件について、まずお伺いいたします。

それから、議案第一号の条例百ですかね、についてですが、これはひとり親家庭医療費の一部助成に関する条例でございまして、ひとり親家庭医療費の一部助成に関し、必要な事項が定められております。旧加治木町では対象の条件といたしまして、所得制限を設けていなかったわけですが、今度合併の協定によりまして、県の補助事業として所得制限ありとなっております。このことで約二十二名の方が対象から外れることになるようですが、合併によってやはり住民サービスの低下と、それから福祉を後退させるものではないので、ぜひこれは充実こそ求められるものだと思いますが、この件についてはどのような見解をお持ちなのかお尋ねいたします。

それから、議案第一号の条例百九十六の始良市立幼稚園保育料徴収条例についてでございますが、これは公立保育園保育料の減免措置についてで、国庫補助の措置について、これまであった旧加治木町独自の優れた事業がなくなっております。これは減免措置の件でございします。対象者が少ないということからのようでございますが、市民の経済情勢を考えましたとき、これはなくすのではなく、やはり区分の見直し等を行って充実していくことが求められていると思いますが、この件についてはどうかお伺いいたします。また、このことは私、旧加治木町時代の議会でも質問いたしましたところ、

新市独自の減免制度を検討していきたいと、このように答弁された経緯がございます。そういうことで、そのように検討をしていかれるのかどうかをお伺いするものです。

次に、議案第十九号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、今回、地方税法の改正によりまして国保税の課税限度額の見直しが行われたわけでございますが、第二条で国保税の負担限度額を医療分と後期高齢者支援分を現行の五十九万円から六十三万円に引き上げようとするものでございます。このことによりまして住民への影響と、そして値上げになる対象者がどのくらい、どのくらいの世帯の方々がいらっしゃるのかをお尋ねいたします。

そしてまた、二つ目に非自発的失業者への軽減措置の内容についてでございますが、今日の経済情勢の悪化や、それから大企業の解雇などによりまして突然に職を失って、所得が前年に比べて大幅に減少して国保税を納めることが困難な人がふえてきていると、こういう状況でございます。このようなことから、このような改正になったと思うわけでございますが、この軽減措置の対象と概要についてお尋ねいたします。

一回目は以上です。

○市長（笹山義弘君） 堀議員の御質問にお答えいたします。なお、始良市立幼稚園保育料徴収条例については、教育委員会でお答えいたします。

まず、始良市国民健康保険基金条例の内容についてお答えいたします。

始良市国民健康保険基金条例は、合併に伴いまして旧三町の基金を引き継ぎ、今後の始良市国民健康保険事業の安定に資するために

定めております。条例の内容は、第一条で設置について、第二条で積み立てについて、第三条で管理について、第四条で運用益金の処理について、第五条で繰りかえ運用について、第六条で委任について定めております。また、附則におきまして、施行期日と経過措置を設けております。

なお、第二条第一項においては、積立額を過去三年間の保険給付費等の平均年額の一〇〇分の五以上を積み立てることとしております。また、第二項においては、基金は保険給付に要する費用に不足が生じたときのみ取り崩すことができるとし、さらに基金の額が平均保険給付費等の一〇〇分の二五以上となり、かつ国民健康保険事業における単年度収支が直近三カ年を通じて黒字である場合に限り取り崩すことができる項目について定めたものであります。

次に、ひとり親家庭医療費助成に関する条例についてお答えいたします。

ひとり親家庭等医療費助成につきましては、これまで旧始良町、旧蒲生町では受給資格要件に県の要綱に基づいた所得要件を設けておりましたが、旧加治木町では設けておりませんでした。旧加治木町においても近隣の市町がすべて所得制限を設けていることから、県の要綱に準じて所得制限を設ける方向で検討、協議しておりますので、このたびの三町合併を機に統一した条例としてひとり親家庭医療費を助成することにしたものであります。

また、旧加治木町の規則により受給資格を有している方は三百二十一世帯ですが、受給資格の期間が一年となっておりましたので本年七月までは有効としまして、八月以降は新市の条例に照らし受給資格を判定していくことになります。なお、資格を喪失することに

なる方々につきましては、本年三月中に通知をし、御理解をいただくようお願いいたしましたところであります。

次に、始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、国保税の課税限度額の見直しによる住民への影響と対象者についてお答えいたします。

国保税の課税限度額の見直しは、医療費が増加し、課税総額も増加する中で課税限度額を据え置くことは、課税限度額を超える者の負担をふやさないということになります。反面、課税限度額に達しない中・低所得者への負担は増すことになります。したがって、今回の改正では、課税限度額の見直しが図られたものであります。

始良市での新たな課税はまだなされておりませんので、旧三町での概算でありますが四十七万円を超す世帯数は百五十二世帯ほどであります。そして、それ以外の世帯には影響はありません。ただし、この四十七万円を超す世帯のすべてが五十万円を超すことにはならないと考えております。同様に、後期高齢者支援金等では十二万円を超す世帯数は二百五十世帯ほどであり、それ以外の世帯には影響はありませんし、この十二万円を超す世帯のすべてが十三万円を超すことにはならないと思われまます。

次に、非自発的な理由により離職した者に対する軽減措置の内容についてお答えいたします。

被用者保険に加入していた者が解雇や倒産により失業した場合、原則として国民健康保険に加入することになります。そして、所得割の算定や減額判定も在職中であつた前年所得をもとに行うことから、多くの場合が税額の負担が過重になります。このような非自発的な理由により離職した一定の者である場合には、前年所得の中に

給与所得がある場合には、その給与所得は一〇〇分の三〇に相当する額を所得割を算定する基礎とし、減額判定することになります。

○教育長（早川良行君） 始良市立幼稚園保育料徴収条例についてお答えいたします。

合併前の各町においては、保護者の経済的負担の軽減を図る目的から、市立及び公立幼稚園に在園する世帯に対し、就園奨励費として国庫及び町単独による補助を行っておりました。このうち国庫による補助は、各町において同じように実施していたことから新市へ引き継がれております。町単独補助事業につきましては、旧各町におきまして差異がありました。

公立幼稚園については、旧加治木町では町民税の所得割額が五千円以下の世帯に対して町単独で補助を行ってきたりましたが、合併協議の中で対象世帯が少ないこともあり、新市へは引き継がないとの協議がなされております。

また、市立幼稚園につきましては、旧加治木町が三歳児から五歳児に対して助成しておりました町単独事業を全市的に拡大することとし、市の単独補助事業として市立幼稚園に在園する世帯の経済的負担の軽減を図り、市全体として子育て支援の拡充を図っているところであります。

以上、お答えいたします。

○二四番（堀 広子君） 二回目の質問をさせていただきますが、まず基金条例の件でございます。御答弁では、これまでの積み立ての内容と全く変わらないわけですが、その間、二〇〇一年度からこのように改定されたことについては全く通知もなく、そしてまた御理解も示されていなかったものなのかどうか。そして現在、この始

良市の基金は幾らぐらいあるのか。そして、このある一部を活用いたしまして国保税を値下げする考えはないものかどうかについてお尋ねいたします。

それから、次が、ひとり親家庭医療費助成の件でございます。これは、まさに福祉の後退ということになるかと大変残念でならないところでございます。今回、市長選に当たりまして市長のマニフェストを見せていただきました。その中に福祉、教育の先進地と呼ばれるように力を注いでいきたいと、まいりますという文言がございまして大変うれしく思ったのは記憶にあります。ぜひ前向きに、合併協ではそのようになりましたけれども、今後、福祉を後退させないように検討していくお考えが市長としてはあられるのかどうか。あわせてまた、幼稚園保育料徴収条例のこの減免措置の件もそうですけれども、さきの議会で前教育長は、新しい新市独自の減免措置を検討していくというふうに答えていただいたところでございますので、ぜひこの件も協議、そして検討を重ねて、前向きな方向に充実していただきたいという思いが強いのでございますけれども、この件についてもお尋ねいたします。

それから、最後の国民健康保険の限度額の問題でございますが、医療分で四十七万円の五十、そうですね、なった方は百五十二世帯、それから後期高齢者支援分で値上げになる方が二百五十世帯ということでございますが、総額の金額ではどのくらいになるのか教えてください。

そしてまた、非自発的失業者への軽減措置の問題でございますが、大変いい措置がとられたと、経済情勢に合わせての措置だと理解するところでございますが、この措置によって保険税が減収になって

まいります、この減収に対する措置はどのような措置が行われるのかも尋ねいたします。

次に、限度額の件でございますが、お尋ねいたします。公的医療保険の中で、この国保の負担が最も高いというふうによく聞くわけなんですけれども、その主な原因についてのはどういったことが考えられるのか。この件についてもお尋ねいたします。

以上です。

○市民生活部長（池山史郎君）

お答えいたします。

御指摘のありました基金の一〇〇分の五は、内容を確認しますけれども、今回の条例の制定は平成十二年二月十八日付、厚生省保険局国民健康保険課長通知に基づき、条例を制定しております。

それと、現在の基金額でありますけれども、三億三千二百七十万円であります。

以上です。

○市長（笹山義弘君）

堀議員の御質問にお答えいたします。

福祉、教育面で先進地になりたいということの公約についてのお尋ねでございますが、いろいろの施策が課せられていることは十分承知しております。そういう中で財源といいますが、原資をつくらないといけないということは一方ではあるわけでございます。そういうことから、財政状況をしっかりと見ながら、またできるだけ効率的な行政運営を図りながら、それぞれの施策について目標を設けまして、それに向けて財源確保に今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野実君）

今の堀議員の

国保税の値下げの問題についてお答えをいたします。

今現在、平成二十一年度の始良市の保険給付費は、総額で約七十七億円ございます。その七十七億円の保険給付費の大体一カ月の相当分が六億七千万程度、毎月保険給付費を支払わなければなりません。そうなりますと、今後いろんな、昨年もありましたけれど、新型インフルエンザ、季節性のインフルエンザ相当の保険給付、それと通常の、一般的な治療をされる以外に蔓延、そういうインフルエンザ等が蔓延したときに特別に医療費が高額になる可能性がありまですので、そのためにどうしても、特別に災害等を含めてあった場合の給付の支払いをするためには、どうしても基金の部分としては、先ほど言いました一〇〇分の五、つまり、については約三億九千万ほどの積み立てになりますので、その程度は確保していなければその対応はできないということもあります。

それと同時に、始良市における医療費の給付が、四月、五月、六月分が約二カ月おくれで請求が来ますので、九月ごろに三カ月相当分の始良市の保険給付費がわかりますので、それを踏まえまして合併協議会でも説明しましたけれども、今回の税率の制定におきましては二十二年の一年分の保険給付しか積算しておりませんので、その時点で二年ないし三年の始良市の保険給付費を制定して、その中で保険税をどうするかについても検討していきたいと考えております。

以上です。

○総務部税務課長（脇田満穂君） 堀議員の課税限度を超える税額の世帯数百五十二世帯につきまして、超える税額の総額ですが、基礎課税のほうでは三千五百五十八万六千円、それから後期高齢者支援金等のほうが二百五十世帯におきまして一千六百十八万二千元

でございます。

以上です。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野実君） 先ほど堀議員の質問の中で非自発的な方々に対する軽減措置の問題で、その軽減された分に補てんがあるのかという御質問でございましたけれども、これにつきましては、国保事業の中におきましては、つまりその前の年の収入をもう一〇〇分の三〇で積算しますので、それが一つの収入という判断をされます。となると、その判断に基づいてさらにその金額が少なくなれば、七割、五割、二割の軽減措置が課税されますので、それらについては保険基盤の査定と同時に、さらに低所得者であれば調整交付金等で補てんされます。ですので、ただし、一〇〇分の、軽減しました七〇に対する補てんは全くありません。

以上です。

○二四番（堀 広子君） 基金の額がわかりました。確かに、これまでの基金条例の活用をいたしますと大変厳しい状況ではあるということではありますが、条例が改正されておりますので、そこら辺は加味した形での対応も必要かと思えます。

それから、ひとり親家庭、そして幼稚園保育料の減免措置の件も財源を、大変財源が必要だということでございますが、わずかな、少ない方々を今回対象として省かれておる状況の中で金額的にはそんなにかけられないかと思えます。ぜひそういった意味では、財政状況を見ながらということでございますけれども、旧加治木町でこの対象となる二十二名の方々の財源はわずか五十九万円だったかのよう

に記憶しております。三町あわせてどのようになるかはちよつとわかりませんが、そういう意味では内容を充実させていく方

向でやはり検討していただきたいということを強くお願いというか、強く思うところでございます。

それから、限度額の件でございますが、先ほど公的医療保険の国保の負担の中でも最も高いということについての御答弁がなかったようにございますけれども、この件についてはどうなんでしょうか。三回までというふうに質問がなっている関係上、いかがなんでしょうか。できないんですけれども、特に認めていただけますでしょうか。

○議長（兼田勝久君） それ以外の質疑を含めて行ってください。その今の質疑については、「わかりました」と呼ぶ者あり。後ほど答えていただきますので、含めて三回目を行ってください。

○二四番（堀 広子君） それから、最後に申し上げておきたいことがもう一つございます。これは通告しておりませんでしたが、最後にお尋ねいたします。

乳幼児医療費助成に関するところでございますが、さきの市長選におきまして、市長の選挙の公約に小学校六年生まで無料にするというふうな言葉がはつきりと書いてございました。これは、いつからこの公約を実現されて、その財源がどのぐらい必要なかをお尋ねしておきます、関連として。あわせて……

○議長（兼田勝久君） 堀議員、専決の議案内容に、どうか何号かにありますか。もし、あるのであれば通告以外のところで議案内容として質疑をしてください。議案内容にない場合には、また一般質問等を活用してください。

○二四番（堀 広子君） わかりました。じゃ、最初に質問いたしました件をお尋ねいたします。

○議長（兼田勝久君） 堀議員、改めて質疑をしてください。少

し執行部の側がしっかりとらえてないような感がありますので。

○二四番（堀 広子君） 質問いたします。医療保険の種類が幾つもございますよね。例えば、おわかりだと思えますが、健康保険組合とか協会けんぽ、そして国保というような幾つかの種類がある中で、国民健康保険が本当に高いというふうにお聞きしているわけなんです、その高い理由は、原因は何なのか教えていただきたいと思っております。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） お答えいたします。

今、堀議員のほうから国民健康保険が一番高いということ言われましたけれども、被保険者、会社勤めの社会保険の方々、その最高限度額は八十万を超えております。ですので、国保が一番高いということではありません。なぜかといいますと、皆さん、社会保険等については、現職で業務で働いておりますので給料に見合った保険料の制定がされておりますので、たしか八十万を超えらると思います。ただ、国民健康保険の場合は、一番のあれにありますのは通常自営業の方々、農業等をされる方、それから会社を定年退職された退職の方々が入られますので、総所得の少ない方々が相当その対象に入ってきますので、今さっきも言いましたように限度額はその六十三万ですか、限度額を制定されてます。これにつきましては、自営業等によって総所得の高い方々がその超過額の限度額に該当する形をなっておりますので、今の、現在で国民健康保険が一番高いという制定ではございません。あくまでも必要な国保の医療費、国の総体の中で医療費で計算しましたときに、約一割から二割に關して個人の皆さんが医療費を、医療機関にかかられますとそれが一

部負担金として負担していただきます。さらに、その中の約八割については、国、県、町村の負担のもとに保険給付がされますので、その以外を保険税で賄うというのが約三割程度という国の基準規定がありますので、それに沿った形で保険税の設定をしておりますので、今の段階では一番高いのは国保ではないということだけ御理解いただきたいと思います。

○議長（兼田勝久君） 特には認めません。これで堀広子議員の質疑を終わります。

次は、里山和子議員。

○一三番（里山和子君） 議案第一号から第十九号まで質疑したいと思います。

第一号の専決処分について承認を求める件で、条例番号の四十と四十四ですけれども、始良市の議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例と始良市市長の給与に関する条例なんですけれども、これは報酬審議会というんですかね、小委員会で検討されて法定協で承認されて専決処分に上がってきてるんだと思うんですけれども、市民感覚からしていかなものかなと思うものですか。それから質疑しましたが、これらの報酬とか給与が決定したその背景といえますか、根拠はどういうものだったのかお知らせいただきたいと思っています。

それから、議案第二号ですけれども、一般会計のほうで地方債の総額は幾らぐらいになってるのか、公債費の総額は幾らなのか、地方交付税は幾らなのか、財政調整基金は総額幾らになっているのかということをお尋ねします。

議案第三号では、国保事業勘定の暫定予算の剰余金と合併による

税率の変更はなかったのか。この暫定予算の中の基金は、総額幾らぐらい残っているのかということです。

それから、第五号では、後期高齢者医療特別会計ですけれども、保険料を払えない方々が何人ぐらいあったのか。短期保険証、資格証明書は何人ぐらいになっているのかお尋ねいたします。

議案第七号では、介護保険の特別会計の保険事業勘定ですけれども、介護保険のこの基金は幾らになってるのかということと、保険料の滞納者は何人ぐらいあるのかということです。

議案第十三号では、土地区画整理事業の特別会計ですが、保留地の売買ができていない区画は、あと何筆残っており、借金総額は幾らぐらいになっているのかということです。

それから、議案第十八号で、一応一問目は以上にします。

○議長（兼田勝久君） 里山議員、一括質疑になっておりますので専決処分及び、先ほど市長のほうから提案をした部分についてはすべて一括として、取り決めるは三回ということになっておりますので続けてください。

○一三番（里山和子君） それでは、続けます。議案第十八号では、諸控除の見直しがあるんですけれども、扶養控除の見直しで①の影響額はどうなるのか。②の影響額はどうなるのか。それと、子ども手当との関係ではどうなるのかということと、児童手当が廃止された部分があるんですけれども、その影響はどういうことになるのかということなんです。

それから、三番目のたばこ税ですけれども、平成二十二年の十月一日以前と以降の税率改正によって、現在の消費量で幾らぐらいの差が出てくるのかということをお尋ねします。

それから、第四十四条及び四十五条のところ、六十五歳未満の公的年金所得者について、給与から今度は特別徴収することができるようになるための改正になっているんですけども、これはどのぐらいの額になるのかお答えいただきたいんですが。

それと、議案第十九号のところでは、先ほど掘議員も質疑しましたけれども、基金が三億三千二百七十万ということですが、これ以前、厚生労働省が指導していた診療報酬の五％条項というのが何か撤廃されたというふうにも聞いてるんですけども、そのあたりは何か確認されていらっしゃるでしょうか。しておられましたらお答えください。

○議長（兼田勝久君）　まず、通告内で執行部から答弁をいただきます。

○市長（笹山義弘君）　通告いただいた範囲内で、まずお答えしたいと思います。里山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、議案第二号平成二十一年度始良市一般会計暫定予算に関する質問についてお答えいたします。

まず、第一点目の地方債総額につきましては、旧三町始良郡西部衛生処理組合及び始良郡西部消防組合分の平成二十一年度借入額を含めて、平成二十一年度末の地方債現在高見込み額が約三百四十八億八千万円でございます。

二点目の公債費総額につきましては、旧三町始良郡西部衛生処理組合及び始良郡西部消防組合分を合計いたしまして、平成二十一年度の償還額が約三十一億八千万円でございます。

次に、三点目の地方交付税総額につきましては、平成二十一年度の旧三町合計額で約七十億円でございます。

次に、四点目の財政調整基金につきましては、旧三町始良郡西部衛生処理組合及び始良郡西部消防組合分総額で二十二億七千万円でございます。

次に、始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び始良市長等の給与に関する条例についてお答えいたします。

お尋ねの決定根拠につきましては、始良西部合併協議会において新市特別職報酬等検討小委員会が設置され、市長を初めとする常勤の特別職の給料額、議会議員の報酬額、教育委員会など行政委員会の委員の報酬額、各種委員の日額報酬、特別職の費用弁償等の額について、合併協定項目の調整方針に基づき、慎重に審議が行われ、それぞれの額が協議、調整されました。その最終結果が同検討小委員会から協議会に報告され、承認された結果をもとに条例化したものであります。

次に、議案第三号平成二十一年度始良市国民健康保険会計事業勘定暫定予算についてお答えいたします。

国民健康保険会計事業勘定暫定予算は、合併に伴いまして平成二十二年三月二十三日から三月三十一日までの九日間の予算であります。その対象となる医療費のうち、現物給付であります保険給付費につきましては、平成二十一年一月から二月分までの診療が対象になっております。その保険給付費は、医療機関からの請求をもとに国保連合会の審査を経て、本市に支払いの請求ができますのが二カ月後になります。なお、この暫定予算が五月末日までを出納整理期間としており、収入及び支出の確定がなされていない状況であるため、決算見込み額について現段階では積算しております。

次に、税率の変更につきましては、平成二十一年十月二十二日の第十一回始良西部合併協議会で、国民健康保険事業の取り扱いの中で始良町の税率に統一することで提案し、了承されております。

次に、基金の総額につきましては、合併期日における旧三町の合算額は三億三千二百七十万円であります。

次に、議案第五号平成二十一年度始良市後期高齢者医療特別会計暫定予算についての、一点目の保険料を払えない人が何人いるかの御質問にお答えします。

現在のところ、平成二十年度保険料を完納されていない方が三十八人あります。また、平成二十一年度保険料を完納されていない方が二百四十六人あります。

次に、二点目の短期保険証、資格証明書発行が何人かという御質問にお答えいたします。

現在、三カ月分の短期保険証を交付している方が七人であります。また、資格証明書につきましては、現在は交付しておりませんが、本年八月の保険証更新時に十四人の対象者がおられます。しかし、この方々につきましては納付できない特別の事情に関する届け出書を鹿児島県後期高齢者医療広域連合に提出いただいておりますので、資格証明書発行対象者から除外される見込みであります。

次に、議案第七号平成二十一年度介護保険特別会計保険事業勘定暫定予算に係る基金につきましては、介護保険給付費に不足が生じる場合に、支払いを円滑に処理するために介護給付費準備基金を設置しております。平成二十二年三月末日の基金総額は一億六千八百五十三万一千円であります。

次に、介護保険料の滞納者は、平成二十二年三月末現在で、平成

二十一年度賦課分を一度も納入されていない方が二百七十三人あります。

次に、議案第十三号土地区画整理事業特別会計暫定予算についてお答えいたします。

保留地未売買区画は何筆かとの御質問であります。始良都市計画事業調査第一地区土地区画整理地区内には、事業施行に関する条例に基づく保留地が二百八十区画あり、このうち一般保留地が七十四区画、付保留地が二区画の合計七十六区画が未売買保留地として残っております。この七十六区画には、区画整理事業の地区界等にある不整形な区画で、売却しない区画が十一区画含まれており、売却処分できる残りの保留地は六十五区画で、うち六十三区画を公売する予定であります。

次に、借金総額は幾らかとの御質問にお答えいたします。借入金につきましては、事業推進を図るため保留地処分金にかわり、銀行から借り入れで事業の進捗を図ってまいりました。借入金の総額は十二億四千八百八十万円で、平成二十一年度末現在残高見込み額は五億三千二百六十三万六千円となり、平成二十四年度までの償還を計画しております。

次に、議案第十八号始良市税条例の一部を改正する条例の諸控除の見直しについてお答えいたします。

今回の諸控除の見直しは、所得から手当への考え方のもと、子ども手当の創設や高校の授業料実質無償化と相まって扶養控除の見直しが行われました。具体的には子ども手当の対象となるため、十六歳未満の扶養親族、いわゆる年少扶養親族に係る扶養控除三十三万円については廃止、高校の授業料実質無償化の対象となるため、十

六歳以上十九歳未満の者に係る特定扶養控除の上乗せ部分十二万円を廃止し、扶養控除の額を三十三万円にするものであります。このことで住民税率は一律一〇％であるため、十六歳未満の扶養親族が一人いる家庭では控除が三十三万円減ることとなり、三万三千円の増額となります。同様に、十六歳以上十九歳未満の扶養親族が一人いる家庭では控除が十二万円減ることとなり、一万二千円の増額となります。なお、この改正は平成二十四年度課税分から実施されます。

次に、始良市税条例の一部を改正する条例のたばこ税についてお答えいたします。

たばこの消費本数と税額については、平成二十年度と二十一年度を比較しますと、本数で四百九万二千七百四十本の減、率にしておよそ三・八％の減、税額では一千三百五十二万三千七百七十四円の減、同じく率にしておよそ三・八％の減となりました。国、県等の推計で、およそ五・一％の減と言われておりますので、本市の税額も五・一％の減とするならば、平成二十一年度が三億四千三万六千三百六十一円でしたので、そのおよそ五・一％分の一千七百三十万円の減で、三億二千二百七十万円程度ではと思われれます。

以上、お答えいたします。

○議長（兼田勝久君） 質疑を続けます。里山議員、通告外の部分については、再度しっかりと各部課長のほうで把握できるように議案番号及び内容について、改めて二回目の質問の中でしっかりと質疑してください。

○一三番（里山和子君） 議員と市長の給与等に関することですけれども、議長が四十万円、副議長が三十一万円、委員長が三十万

円で議員が二十八万五千元と。市長が八十六万八千元で、副市長が六十八万六千元で、教育長が六十四万七千元ということで提案されているわけですが、この議員の部分と市長の部分、特別職の部分があるんですけれども、どこが一番低かったですかね。一番低かった町との比較でどのくらい差額があるのかっていうのをお知らせいただきたいんですけれども、両方とも。

それから、市長は選挙公約で二〇％カットを言っておられることはいいことだと思っておりますけれども、給与はカットしましても退職金はやっぱりこの八十六万八千元をもとに算定されるのではないかと、思うんですけれども、これで算定した場合、市長の四年後の退職金は大体どのくらいになるんでしょうか。お答えいただきたいと思っております。

それから、先ほど通告外で質疑しました税条例のところ、四十条と四十五条のところ、六十五歳（「議案番号を先に」と呼ぶ者あり）議案第十八号の税の条例のところで、四十四条及び四十五条のところ、六十五歳未満の公的年金所有者について給与から特別徴収することができるようにするための改正とあるんですけれども、この影響額というのは給与から徴収するようになると、どのくらいの額が給与から徴収されるのかどうかっていうことがわかりましたらお知らせください。

それと、先ほどの議案十九号のところの国保の件で厚生労働省が、以前は診療報酬の五％を基金として蓄えなさいというような指導通達があったんですかね、ということで地方は積み立ててきているんですけれども、その五％条項というのが最近撤廃されたというふう

に、私もまだ詳しく確認したりしてはいないんですけれども、そう

いうふうにならねと聞いたんですが、そういうことは確認されたりしてありましたらお知らせください。

○総務部長（下柿元鉄男君） お答えします。

市長、議員の始良市と最低のところとの差は幾らかということですが、市長においては最低との差が二十四万五千円、副市長においては二十二万一千円、教育長においては二十万八千円となっております。議長におきましては十三万円、副議長におきましては七万六千円、議員におきましては六万八千円ということになります。それと、退職金につきましては、退職手当組合で計算をしますもので、ここで推測することはできかねると思います。

○市民生活部長（池山史郎君） お答えいたします。

国保基金の５％であります、確認はしておりません。先ほど堀議員にもお答えしましたとおり、今後確認してみたいと思っております。

以上です。

○総務部税務課長（脇田満穂君） 先ほどの市条例の改正の第十四条のお話ですが、通告は受けていないと思うんですけれども、

税額等の影響はないと思っております。というのは、普通徴収ができたものを特別徴収、すなわち給与の中で引くことができるという改正ですので税総額の云々ということにはならないと、納めていただく方が便利になっていくという制度改正だというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○一三番（里山和子君） 結構上がってるんですね。議長で十三万円、副議長で七万六千円と議員で六万八千円と。市長で二十四万

五千円で、副市長で二十二万一千円で、教育長で二十万一千円というふうには、市民は六万五千円ぐらいの国民年金で生活していらつしやる方とか、厚生年金も十五、六万とかそういったところが平均的ですよ。そういう市民の暮らしからすると、かなりな値上げになってるのではないかとふうに思います。市になったんだから上げるのが当然よと、ほかの人口規模と比較して、相当の市と比較をされてどうだったのか、三問目ですので、聞いておけばよかったんですけれど、人口規模あたりとも比較されて大体決められたんですよけれども、やっぱりこの上げ幅を見ますと相当な値上げになっているようですので、市民感覚からはいかななものかなというふうに感じております。

退職金の額がいつも、うちの前の総務部長ですか、今度は。何かわからないとおっしゃるんですけど、これぐらいは退職組合に聞かれてつかんでおっていただきたい。市民は、どのくらい退職金があるものだろうかというのは大変興味を持っていると思うんですけれども、今すぐにはわからないでしょうか、休憩して。

○総務部長（下柿元鉄男君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたように、退職金については町村でするのでなくて、退職組合というのがあります。そこで算出しますので、これは計算できかねるということになります。

○一三番（里山和子君） それぐらいはつかんでおってください。

○議長（兼田勝久君） 里山議員、休憩中に算定をしていただいで、後ほど文書で答えるということにしたいと思います。いいですか。

○一三番（里山和子君） はい。

○議長（兼田勝久君）　これで、里山和子議員の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。午後の会は一時十分から開会いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後　一時　十分開議

○議長（兼田勝久君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。次は、田口幸一議員。

○五番（田口幸一君）　議案一号から多くの質疑を通告いたしております。順を追って簡潔にお尋ねをいたしますので、わかりやすい答弁をお願いいたします。

まず、議案第一号、条例二十五号でございますが、始良市職員定数条例について、定数は何人か、それは旧始良町、旧加治木町、旧蒲生町の合計人数になるのか。違うとすれば、その基準はどのようなになっているのか。また、定数外職員は何人いるのか。これらの定数外職員の通勤手当はどのようなになっているのか。

次も、やはり議案第一号、条例五十三号についてでございます。始良市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例についてお尋ねをいたします。

一点目は、予定価格は事前に公表するのか。もし事前公表をするのであれば、それはどのような形式になるのか。

次に、議案第一号、条例五十七号について、始良市財政調整基金条例について、一点目は、基金の額は幾らになるのか。二点目、旧始良町、旧加治木町、旧蒲生町の合計額になるのか。もし違うとす

れば、どのような算出基準で積み立ててあるのか。

同じく一号です。条例七十四号、始良市牛舎整備資金貸付基金条例について、その基金額は幾らか。二つ目に、牛舎の内容はどのようなになっているのか。

同じく議案第一号の条例百七号について、始良市敬老金支給条例についてお尋ねをいたします。満八十八歳、満九十九歳、満百歳の方々に敬老金を支給する条例になっておりますが、それぞれ支給する額はいくらか。

同じく議案第一号の条例百五十三号、始良市市有林管理条例について、一点目は、おおよそのその面積はいくらになるか。二点目、市有林の種類はどのようなになっているか。例えば、杉とかヒノキとか、まだたくさんあると思うんですが……

議案番号一号の条例百六十号について、始良市過疎地域産業開発促進条例について、その地域はどこどこになるのか。例えば蒲生地区とか、まだほかにもあれば説明をしてください。

同じく議案第一号の条例百七十号、始良市営駐車場の設置及び管理に関する条例について、このお尋ねは、国道十号高架橋下とは、その場所はどこになるのか。

同じく一号、条例百八十八号、始良市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例について、この定員、任免、給与、服務等とはどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

同じく議案番号一号の条例百九十七号、始良市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例について、まず一点目は、旧始良町は、小学校、中学校、自校方式だと思うが、これはいつまで続くのか。二点目に、蒲生方式の、現在旧蒲生町で給食を行っている

と思いますが、その詳細を説明してください。三点目は、三町合わせていろいろ計画があると思うんですが、将来はどのような形になっていくのか。

同じく議案番号一号の条例二百二十一号について、始良市水道事業の設置等に関する条例について、一つ目は、水道事業管理者について説明を求めます。二つ目は、技術管理者について説明を求めます。

同じく議案番号一号の条例二百二十三号、始良市給水条例について、一点目は、水道料金はどのようにして決定されたのか。旧始良、旧加治木、旧蒲生、それぞれ料金が今まで違ったと思いますが、料金決定がなされるまでの経過を説明してください。三点目、水道料金をいろいろ計画されておられると思いますが、近い将来に水道料金を見直す考えはないのか。

同じく議案番号の平成二十一年度の暫定予算額、一般会計について、決算見込みはどのようにになっているのか。これは歳入歳出六十一億四千八百八十三万三千円となっております。この決算見込みを詳しく説明してください。

議案第二号の平成二十一年度暫定予算額、国民健康保険特別事業勘定について、これも決算見込みはどのようにになっているのか説明をしてください。これが歳入歳出十四億九千七百二十七万九千円となっております。ここで前任者も質疑をなされたと思うんですが、基金は幾らになっているのか説明してください。

同じく議案番号二号の平成二十一年度暫定予算額、介護保険特別会計保険事業勘定について、これは歳入歳出七億四百七十一万円となっております。これも決算見込みはどのようにになっているのです

か。二つ目は、要支援一から要介護五のその内訳はどのようなになっているのか、わかりやすく説明を求めます。

議案番号第二号の平成二十一年度暫定予算額、土地区画整理事業特別会計について、これは歳入歳出一億十六万四千円という決算見込みになっておりますが、その決算見込みはどのようにになっているのか。二つ目に、保留地処分の実態はどのようなになっているのですか。

それから、同じく議案番号二号の平成二十一年度暫定予算額、水道事業会計について、収益的収入七十四万八千円、収益的支出千一百一十万円となっております。次に、資本的収入はゼロ円、資本的支出は二千六百五十三万となっておりますが、三条、四条のこれは、ごろ合わせができておりませんので、この不足する額はどのように補てんがなされているのか。水道法の三条、四条で詳細に説明を求めます。

それから、議案第十八号の地方税制改正について、少額の上場株式等投資の非課税措置について、書いてあるとおり、三、非課税投資額総額が三百万円（百万円掛ける三年間）となっております。これらの対象者、合併したわけですから、始良市内に該当者が何人おられるのですか。

それから、十九号、始良市国民健康保険税条例の一部改正について、先ほども質疑がなされ、執行部の答弁があったと思うんですが、この四十七万円を五十万円に改めるということについてですが、一点目は、始良市内に限度額納入者は何人いるのですか。二点目は、ここは私はちょっと角度が違います。それらの総所得金額は幾らになるのか。

次に同じく、そこで通告してありませんが、たばこ税について、第九十五号、参考資料の四ページ、平成二十二年度地方税制改正の概要というのが書いてあります。始良市に年間このたばこ税というのが幾ら入ってくるのか。それは歳出において一般財源か特定財源になるのか。

最後の質問になります。議案第二号の平成二十一年度暫定予算額、国民健康保険特別会計事業勘定について、決算見込みはどのようになっているのですか。これが歳入歳出十四億九千七百二十七万九千円となっております。先ほどの前任者のお尋ねの中に基金のことも出ておりましたが、同じような答弁になると思うんですが、基金は幾らになるのか。

一回目は、以上でございます。

○市長（笹山義弘君） 田口議員の御質問にお答えいたします。

なお、始良市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例については、教育委員会でお答えいたします。

まず初めに、始良市職員定数条例に関する御質問であります。始良市における職員定数は六百四十三人となっております。その基準につきましては、さきの合併協議におきまして、旧三町それぞれの定員適正化計画による平成二十二年三月までの目標値の合計を新市の定数とすることとしておりましたので、これに基づき設定しております。

定数外職員につきましては、現在、再任用職員、鹿児島県からの派遣職員、学校司書補を合わせて二十一名おり、通勤手当はそれぞれの支給基準に基づき支給しております。

次に、始良市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処

分に関する条例についてお答えいたします。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、建設工事請負契約に係る競争入札の予定価格の事前公表に必要な事項を定め、入札手続の透明性の向上を図り、公正な競争性をより一層高める目的で「始良市建設工事予定価格事前公表要領」を制定し、予定価格の事前公表を実施しております。

形式につきましては、始良市契約規則の規定により作成された競争入札に付する事項の価格の総額から、消費税相当額及び地方消費税相当額を除いた額を公表しております。

次に、始良市財政調整基金条例についてお答えいたします。

財政調整基金額については、里山議員の御質問にお答えしましたとおり、旧三町、始良郡西部衛生処理組合及び始良郡西部消防組合の合計額で約二十二億七千万円でございます。

次に、始良市牛舎整備資金貸付基金条例についてお答えいたします。

基金額は一千万円です。また、貸付内容としましては、市内の畜産農家に対し、牛舎及び附帯施設の増改築整備に対し資金を貸し付けるものであります。貸付金額は、総事業費の八〇％以内で、上限が百万円となっております。また、貸付条件は無利子で、貸付期間六年、一年据え置き、五回の均等償還としております。

次に、敬老金支給条例についてお答えいたします。

敬老金につきましては、長寿を祝福して敬老の意を表するため、旧三町とも実施していた事業であります。合併協議の中で承認されたとおり、対象年齢の満八十八歳の方に一万円、九十九歳の方に二万円、百歳の方に十万円支給することで条例を制定いたしております。

ます。

次に、始良市市有林管理条例についてお答えいたします。

始良市市有林は、二千八百七十八ヘクタールでございます。内訳といたしまして、市が直接造林を行う直営林千三百七十五ヘクタールと、国・県等の公的機関が造林する分収林五百七十五ヘクタール、市民が造林する部分林九百二十八ヘクタールでございます。樹種といたしましては、針葉樹が杉、ヒノキ、広葉樹はほとんど雑木の天然林ですが、一部クヌギ、イチイガシ等を植栽しております。

次に、始良市過疎地域産業開発促進条例についてお答えいたします。

始良市過疎地域産業開発促進条例の適用地域は、過疎地域自立促進特別措置法第二条第二項の規定により、過疎地域として公示されている旧蒲生町の区域であります。

この条例は、旧蒲生町において同様の条例を制定していたことから、新市においても旧蒲生町の区域に工場やソフトウェア業の事務所等を新設し、または増設を行う事業所に対し、固定資産税を三年間を限度とし課税免除を行い、本市の産業開発の促進と雇用の増大に寄与しようとするものであります。

次に、始良市営駐車場の設置及び管理に関する条例についてお答えいたします。

国道十号線高架橋下の市営駐車場は、錦江駅から鹿児島方面へ鉄道沿いに百メートルほどの所でございます。また、JR日豊本線を挟んで北側には北駐車場、南側には南駐車場の二カ所であります。

次に、始良市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例についてお答えいたします。

定員につきましては、第二条に定められており、始良市消防団の団員定数は五百四十一人となっております。任免につきましては、第三条に定められており、消防団長は消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は、市長の承認を得て団長が次の各号のいずれにも該当する者のうちから任命するとなっております。①当該消防団の区域内に居住し、または勤務する者。②年齢満十八歳以上の者。③志操堅固で、かつ身体強健な者となっております。

また、四条に欠格条項、第五条に分限、第六条に懲戒についても定められております。

給与につきましては、第十二条及び第十三条に報酬、費用弁償が定められており、報酬はいずれも年額で団長及び副団長、十六万二千元、方面隊長十二万円、分団長九万円、副分団長六万六千元、部長五万七千元、班長五万一千円、団員四万八千元となっております。また、団員が災害出動や訓練等の服務に従事する場合の費用弁償は一日当たり五千元、会議については四千元が支給されます。その他公務災害補償と退職報奨金につきましても定められております。

服務規律につきましては第八条に、団員は団長の招集によって出動し、職務に従事するものとされており、また、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない等が定められております。

次に、始良市水道事業の設置等に関する条例についてお答えいたします。

まず、水道事業管理者についてありますが、水道事業は、地方公営企業法第二条の適用を受けて経営しております。同法第七条で

「管理者の設置」が定められていますが、ただし、条例で定めるところにより、管理者を置かないことができることが、地方公営企業施行令第八条の二で、「水道事業で常時雇用される職員の数が二百人以上であり、かつ給水戸数が五万戸以上であるもの以外の事業とされています」ので、始良市水道事業では管理者を置かないこととしております。

次に、水道技術管理者は、水道法第十九条第一項の規定により、「水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない」と規定されておりますので、技術管理者として必要な資格要件を満たしている施設課長補佐兼工務係長を水道技術管理者としております。

次に、始良市給水条例についてお答えいたします。

まず、水道料金はどのようにして決定されたかということですが、合併協定項目の「上水道、簡易水道等事業の取り扱い」の水道料金の調整につきましては、水道料金、給水負担金については現行のとおりとし、新市において五年以内に統一する。なお、その他手数料等については、合併までに調整する」としております。

次に、始良、加治木、蒲生、それぞれ料金が違ったと思うが、料金決定がなされるまでの経過を説明くださいとのことですが、水道料金はおおむね将来の三年から五年の水の需要量を予測し、これに対応する浄水場や配水管などの水道施設を確保する施設計画を立て、この計画と過去の実績や経営効率化計画について定める。つまり、営業費用に資本費用を加えて算出する総括原価方式に基づき料金設定をしております。

今回の合併協議の中で、始良市における水道ビジョンは旧三町の

持ち寄りによる計画とせずに、合併後速やかに計画することとしました。その計画を受けて、五年以内に統一することとしております。次に、近い将来水道料金を見直す考えはないかとのことですが、先ほどお答えしましたように、水道ビジョン計画後五年以内に統一することとしております。

次に、議案第二号平成二十一年度始良市一般会計暫定予算についてお答えいたします。平成二十一年度始良市一般会計暫定予算は、旧三町、始良郡西部衛生処理組合及び始良郡西部消防組合で議決され、合併までに収入及び支出がなされなかった予算を執行するためのものであります。

この暫定予算は、五月末日までを出納整理期間としており、収入及び支出の確定がされていない状況であるため、決算見込み額について、現段階では積算しておりません。

次に、議案第三号平成二十一年度国民健康保険特別会計事業暫定予算についてお答えいたします。

国保事業勘定の暫定予算については、里山議員の御質問にお答えしましたとおり、合併に伴いまして、平成二十二年三月二十三日から三月三十一日までの九日間の予算であります。その対象となる医療費のうち、現物給付であります保険給付費につきまして、平成二十二年一月から二月分までの診療が対象になっております。

その保険給付費は、医療機関からの請求とともに国保連合会の審査を経て、本市に支払いの請求が来ますのが二カ月後になります。

なお、この暫定予算が五月末日までを出納整理期間としており、収入及び支出の確定がされていない状況であるため、決算見込み額について、現段階では積算いたしております。

次に、基金の総額については、合併期日における旧三町の合算額は三億三千二百七十万円であります。

次に、議案第七号平成二十一年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定暫定予算についてお答えいたします。

介護保険特別会計保険事業勘定の平成二十一年度決算見込みにつきましては、支払い等の処理や各事業別の振り分け等により、国・県及び支払い基金からの負担率及び交付率を精査し、それぞれの金額が確定されることになります。

また、この暫定予算が五月末日までを出納整理期間としており、収入及び支出の確定がされていない状況であるため、決算見込み額について、現段階では積算いたしておりません。

次に、要支援一から要介護五までの内訳でございますが、平成二十二年三月末現在で要支援一が五百四十九人、要支援二が三百三十八人、要介護一が六百五十六人、要介護二が三百八十二人、要介護三が三百六十九人、要介護四が三百七十六人、要介護五が三百二十九人であり、認定者総数は二千九百九十九人であります。

次に、議案第十三号平成二十一年度始良市土地区画整理事業特別会計暫定予算についてお答えいたします。

二十一年度始良市暫定予算の歳出は、三月三十一日約定の公債費元金及び利子一億十六万三千三百六十一円です。歳入は、諸収入で旧町の剰余金を充てて決算見込みとしております。

次の保留地処分ですが、保留地二百八十筆、約三万二千平方メートルのうち二百四筆、面積約一万四千二百平方メートル、金額にして約六億三千四百万円を販売いたしました。これは、保留地処分金総額の約十三億五千万円のうち約四七％に当たります。

次に、議案第十四号平成二十一年度始良市水道事業会計暫定予算についてお答えいたします。

まず、不足する額はどのようになっているのか。また、三条、四条で詳細に説明を求めますとのことですが、三月分の水道料金は、合併前の旧三町で調定が発生しましたので、旧三町の営業未集金として処理いたしました。

今回の予算で、収入は止水停止精算分しか発生していませんので、支出に対して収入が不足します。この不足分は繰越金で処理することといたしました。

次に、議案第十八号始良市税条例の一部を改正する条例の少額の上場株式等投資の非課税措置についてお答えいたします。

本制度は、平成二十四年一月から二十六年までの各年において設定された非課税口座、一人一年につき一口座に限り、取得価格ベースで最大三百万円（百万円掛ける三年間）の新規投資に係る配当及び譲渡益が非課税となります。したがって、平成二十四年からの新たな制度であるため、該当者数の把握はできておりません。

次に、議案第十九号始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてお答えいたします。

堀議員の御質問にもお答えしましたとおり、始良市内に国民健康保険税の限度額四十七万円を超す者は百五十二世帯であります。また、それらの総所得金額は十三億二千六百二十一万八千四十五円であります。

○教育長（早川良行君） 始良市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例についてお答えいたします。

一点目の、旧始良町の自校方式についてであります。学校給食

につきましては、さきの始良西部合併協議会の調整方針として、「三町の学校給食については、現行のとおり新市に引き継ぐ」との協議がなされており、旧始良町の自校方式についても、そのまま新市に引き継ぎ、児童・生徒に給食の提供を行っているところであります。

次に、二点目の蒲生学校給食センターについてお答えいたします。旧蒲生町の学校給食は、昭和四十九年からセンター方式で給食調理業務を行っており、また、施設の老朽化により、平成十四年四月に現在の場所に新しく建てかえを行っております。

給食センターの職員構成は、所長一名、事務職員二名、調理従事員九名で調理を業務を行い、配送関係については民間に委託しております。

三点目の、将来はどのような形になるのかについてであります。一点目でお答えしましたとおり、合併協議会では「現行のとおり新市に引き継ぐ」ことが協議・承認されておりますので、今のところ現行のまま学校給食を実施していくこととなります。

以上、お答えいたします。

○議長（兼田勝久君） 通告外については、担当課より答えていただきます。たばこ税の関係。

○総務部税務課長（脇田満穂君） たばこ税の税額についてお答えいたします。

旧三町の平成二十一年度の収入額は三億四千三万六千三百六十一円であります。

なお、たばこ税は一般財源扱いとしております。以上です。

○五番（田口幸一君） 今一問目ですべての回答が、わかりやすく簡潔でありました。二問目で、一にまたお尋ねをいたします。

国民健康保険特別会計事業勘定についてでございますが、私は今、これは始良町の国民健康保険の納税通知書を今持ってきておりますが、これによりますと、所得割、一〇〇分の八・八となっております。資産割一〇〇分の三五となっております。均等割が二千八百円、そして平等割が二万九千円となっておりますが、これは過去の納税通知書ですが。

そこでお尋ねしたいんですが、先ほど里山議員の質疑、そして堀議員の質疑でも、国保税が高いんじゃないかということです。私もそのようなことをよく市民の方々から聞きますけど、この所得割、資産割、均等割、平等割の算定税額と旧三町はなっているというふうに認識をしておりますが、ここで国保税が高いのは、この資産割課税があるからだとは考えております。

鹿児島市や今は霧島市になっておりますけど、その旧国分市では、資産割を除いた、また、都市化した福岡市とか大阪市とか熊本市等では、この資産割額を除いた、四方式ではなくて、三方式だと理解をしております。だから、国保財政も先ほど保険年金課長の小野さんのほうからる説明がございましたけど、国保財政も苦しいんだということですが、しかし、一般市民の方々は国保税は高いと、後期高齢者医療制度は二方式になっているというようにこともよく有識者から聞きます。

将来の話ですけど、国保財政も安定してきたら、この資産税割を除いた都市的な課税三方式でいく考えはないか、お尋ねをいたします。

それから、私は建設水道委員会に昨日配置になりましたから、ここで所管の業務になりますから、詳しくはお尋ねはしませんけど、一、二点お尋ねいたします。

まだ決算見込みも出ていないことですが、平成二十一年度の暫定のまだ決算見込みは出ていないという回答でしたが、平成二十年度の数字でもいいと思うんですが、始良町、加治木町、蒲生町、わかっていたら、わからなかったらそれでいいです。この減債積立金、建設改良積立金、利益積立金はそれぞれいくらになっているのか。始良町のでもいいです。もしわかっていたら回答をしてください。

それから、これは水道事業管理者は置かないと、先ほどの市長の答弁でございましたが、二点目は、退職給与引当金についてお尋ねをいたします。

これは、私も水道課のほうに勤めさせてもらった経緯がありますけど、そこで現在でも始良町水道事業部には、長年、採用のときには町長部局で採用しても、一日置いてすぐ水道事業のほうに技術管理者とか公務関係のそういう専門の職員が数名いると思います。今も数名いらつしやいます。だから、ここで退職給与引当金をなぜお尋ねするかといいますと、このことは水道事業部に、前は水道課でしたけど、就職して、他の部署に一回も異動をせず六十歳の定年を迎えられる職員の方が今お見受けするところにも数名、二、三人いらつしやいます。

ですから、このような場合、この退職手当金、先ほど退職金はいくらかと、市長の、というような質疑も行われておりましたが、このような場合、退職手当金はどうのように取り扱われるのか、水道事業のほうで全部見るのか、退職金をすべて、水道課に就職して約、

例えば十八歳で就職して、六十歳では四十二年勤めることになりますから、退職給与引当金が必要になってくる、これは予算化されていると思います。しかし、それが累計でいくらになるのか、これをお知らせください。

また、もう三問目はしませんので、一たんそういう六十歳定年を迎えたら、数名の方が市長部局に一日でも移して、そこで退職の辞令を交付するのか、いろんな方法があると思うんです。この退職給与引当金が一万ぐらいしか累積でないとすれば足りないわけですので、そのことについてお尋ねをいたします。

それから、企業債の残高は現在いくらになっているのか。そして、財務省資金運用部とか公営企業金融公庫とか、鹿児島銀行からもだと思うんですけど、高金利借換債について、年度を追って説明してください。

二問目ですから、三問目でしたいと思っておりましたが、国保税のことについて、先ほどの二名の質疑者の中にも話題に出いましたが、国保税の値下げが可能なのかどうか。今繰越金等もあるかと思うんですが、その辺のところも説明をしてください。三問目したいと思いましたが、二問目で終わります。あとは回答を求めるだけです。

○水道事業部長（大園親正君） 田口議員の御質問にお答えします。

一点目が、減債積立金、建設改良積立金、利益積立金それぞれいくらあるかということでございます。平成二十一年度の決算はまだ現在公表する段階ではございませんので、平成二十年度決算に伴う平成二十一年度積み立て時の額を報告いたしたいと思えます。

現在積立金で三町合わせまして二億四千八百六十五万一千円でございます。それから、建設改良積立金が六億七千五百六十三万四千八百九十二円です。それから、利益積立金が二千七百万円でございます。

それから、退職給与引当金の累積はいくらかというようなことでございますが、このことにつきましては、職員の退職に伴います退職手当に関する制度が平成十七年度に大幅に改正されて、見直しされて、単年度の支出で前年度の職員給与に基づきました算出された退職手当負担金となっております。

それまでは、退職者を勘案しまして、退職給与引当金を準備してまいりましたが、現在の制度では、その引当金は不要となっております。

しかし、平成十年度から水道料金の改定を、水道事業会計の経営状況は安定しておりますので、引当金はそのまま残っております。金額としては、平成二十二年三月三十一日現在で二千八百三十一万四千円でございます。それから、企業債残高は平成二十二年三月三十一日現在四十二億七千七百、約四十二億七千万円程度でございます。

それから、高金利借換債についてでございますが、ここでは公営企業の経営を安定させるために、過去に高金利で発行された起債を低金利の起債に変更するものであります。過去の起債を満期前にまとめて返済しまして、より低利の起債を発行しますが、過去の起債が一定の率を超えた高率の起債であることなどが条件となります。

現在、公営企業金融公庫資金、それから鹿児島銀行と、それから財務省財政融資基金等を活用しております。

以上でございます。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） 御質問にお答えいたします。

国保税の値下げ等は可能なのかという質問でございますが、先ほどの堀議員にお答えいたしましたとおり、旧三町の国民健康保険事業の平成二十一年度の決算状況は今の段階では出ておりません。

積算しておりませんので、その繰越金、結局剰余金、繰り越し等がまだ積算されていない段階では、その分を踏まえ、さらに、先ほど言いましたように、二十二年度の四月、五月、六月分の医療費に関して、二カ月おくれで請求がまいりますので、この三カ月分が九月の時点で見通しが立ちますので、それを踏まえまして、二十二年、始良市の保険給付費はどの程度になるのか、さらに、後期高齢者医療制度が今回もう全廃されます。

これがまた、一応まだ確実なものではございませんけれども、国保事業のほうに返還という方向性も国のほうで見込みを立てているようですので、そういう制度的なものも踏まえまして、各今後の二年ないし三年の保険給付費を積算した上で、税率が今の税率が妥当であるか、その旨を九月の時点で検討をしたのが一番いいと考えておりますので、今の段階で値下げということについての解答はできません。

以上です。

○議長（兼田勝久君） 三方式。続けて答弁してください。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） それからもう一つ、国保税の資産割の問題の保険税の方式の関係、今現在始良市においては資産割、所得割、均等割、平等割という四方式をとって

おります。この四方式を、資産割を一部住民の方から、蒲生は二重課税ではないかという、いろいろ言われる部分もありますけれども、それを踏まえての三方式にしたかどうかということでございますが、ただ、これにつきましては、今、鹿児島市、霧島市が三方式をとっています。

これは大都市で所得の相当大きな方々がいらつしやる自治体においては三方式をとることが可能です。

ただ、三方式にしますと、今、始良市で所得割が介護と後期を含めて九・八%でございます。この資産割四〇%をゼロにいたしますと、所得割を一三%から一四%に持つてこなければ、まず今の国保税を確保できません。

そうなりますと、所得、資産割が相当ある方々については、さつき言いましたが、限度超過額で全くゼロになりますので、その分に負担は行きませんけれども、賃貸住宅、貸家なんかに住んでいらつしやうて、年間の所得が二百万円から三百万円ないし四百万円、一部こういう所得の方々に対して相当の負担が来ることになります。

そのためには、どうしてもこの三方式にするためには、まずそれぞれの研究をしなければ、一部の方々に負担が大きくなるという分がたくさん出てきますので、これにつきましても、先ほど言いました九月の税率の検討をする時点で、三方式がいいのか、そこまで含めて検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（兼田勝久君）　これで、田口幸一議員の質疑を終わります。

次は、出水昭彦議員。

○一二番（出水昭彦君）　それでは、通告しておりました議案第十九号につきまして伺いたいします。

議案第十九号の第二十三条の二及び第二十四条の二に関連いたしました、今回国保税納入者に関しまして、非自発的な理由によって離職された方の軽減措置が見られております。

今回リストラ等で離職を余儀なくされた方が、一〇〇分の三〇相当による軽減措置を受けられるということで、救済措置として打ち出されておるわけでございますが、離職を余儀なくされた方は、そもそも収入の道が閉ざされた、あるいは失業保険等で前年に関しまして非常に収入が激減されている方が多いかというふうに仄聞されます。

そういった方々に関しまして、今回示されております一〇〇分の三〇に相当するものを所得額として割り当てて、それによる軽減で十分であるのかどうか、救済策として十分であるとお考えなのかどうか、この件につきまして伺いたいします。

また、この離職による軽減措置をとられた方以外にも、そもそも国保税で継続的に納入された方等が収入の減少による納付困難な状況等も発生しているように思います。そのような方々に関しましても同等の軽減措置をとるという考え方はないのか、一問目として伺いたいします。

○市長（笹山義弘君）　出水議員の御質問にお答えします。国の施策により地方税法の改正がされましたけれども、いまだ厳しい昨今の経済状況において非自発的な理由により離職し、国民健康保険の加入世帯になられた方々にとっては、よい施策であると思っております。

そして軽減措置として十分といえるかどうかということでありますが、まずはこのような制度の中で、でき得る限りの救済策を講じながら、国民健康保険のあるべき方向が示されるものと思っております。

以上、お答えいたします。

○一二番（出水昭彦君） 今回国の施策受けて、始良市として制度化した、そのことに関しましては十分理解はできますが、先ほど一問目で申し上げたとおり、やはりここで軽減策としての、今回の法の施行の趣旨を考えますと、さらに弱者救済という観点の救済策もあってもいいのではなからうかというふうに考えます。

今回の策によりまして、軽減措置を受けられる方が多数おられるかとは思いますが、この離職の非自発的な理由ということをとどのような形で判定するか、これをちよつと、判定の方法につきましてお伺いしておきたい。

また、市長一回目の答弁でございましたが、弱者救済ということをやはり強く私は考えますので、この施策に関しましては始良市独自の軽減策を上乗せするとかというような考え方もでき得るのではないかと、ここは再度お伺いしておきたいと思えます。

二問目といたします。

○総務部税務課長（脇田満穂君） 先ほどの非自発的な理由による離職した方ということについての御説明をまず申し上げますと思います。

あくまでも企業が倒産、そして肩たたきというわけじゃないんですが、企業の都合により離職させられたもの。ですから自発的でない、非自発的というのはその辺のことだろうと思っております。

自分の自己都合でやめられた方というのは、今回の税制の改正の中には含まれておりません。

で、そのような方はどのような形でということになりますが、ハローワーク等の中の証明が添付ということになっていくと思っております。そのような形で今後も広報をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 弱者救済としてこれで十分足りるかという御質問でございますが、まず現制度を活用してする中でいろいろと見えてこようかと思えます。それを精査しながら検討していきたいというふうに考えます。

○一二番（出水昭彦君） 一問目、二問目の回答としては十分理解できます。国保税に関しましては、通常国保納入の滞納等が非常に取りざたされます。そういった中にもこういった、いわゆる払いたいけども払えないというような納入困難者も一部出てきている社会情勢でございますので、それ等も勘案してぜひ今後御検討いただきたく思います。

三問目につきましては、御答弁は要りません。

○議長（兼田勝久君） これで出水昭彦議員の質疑を終了します。ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっており、議案第一号から議案第二十一号は、会議規則第三十七条第三項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なし認めます。議案第一号から議案第二一号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、議案第一号専決処分について承認を求める件（始良市役所の位置を定める条例ほか二百二十四件の条例制定の件）の討論はありませんか。堀議員。

○二四番（堀 広子君） 私は第一号専決処分についての承認を求める件について反対の立場で討論に参加いたします。

まず、先ほど来申し述べております国保税の限度額の件でございます。今回の改定は国保税の負担限度額、医療分プラス後期高齢者支援分が、現行の五十九万円から六十三万円に引き上げ、総額七十三万円になります。これは介護分も含めてです。で、この影響は医療分百五十二世帯、後期高齢者支援分が二百五十世帯、合計で五千百七十六万八千円に及びます。中低所得者の負担軽減のため、高額所得者に大分の負担を求めるものでございますが、国保の加入者というのは公的医療保険の中で最も所得が低いにもかかわらず、最も高い保険税を納めております。

先ほど御答弁がありましたのと違うかなと思いにられるかも知れませんが、私が二〇〇六年度に調べました結果によりますと、被用者保険分や非被用者負担分の平均保険料率は協会健保四・一〇％、そして健康保険組合によりますと三・二七％、そして国保は八・六七％と大幅に高いことがわかりだと思えます。このように事業主の負担が存在しないこと、あるいは国保の負担率が減少してきたことにも大きな原因があるわけなんです、そういうことで協

会健保や組合健保、共済組合などと比較いたしましたとしても二倍以上の保険税を納めているのが、これが実態でございます。このように高額所得者とは、到底いえない人まで限度額を支払っているのが現状でありまして、実質上は住民負担の増税でございます。

現在国保税は、住民の負担の能力を超える水準になっており、その最大の原因は国保会計に対する国庫負担を大幅に引き下げてきたことにあります。一九八四年には約五割、五〇％であった国庫負担率が、ついに二五％にまで下がりました。これは国保会計全体に占める国庫負担の比率です。そしてその間一人当たりの保険税が約四万円から八万円に、二倍になってきております。支払い能力に見合ったものに抜本的にこれは改めるには、何しろ今回の改定は、改めるにはこの点を改善しなければならぬわけですが、今回の改定は何しろ国保税限度額をふやして、医療分百五十二世帯、後期高齢者支援分二百五十世帯に、合計五千百七十六万八千円の負担をふやすものであり、反対でございます。

以上申し述べて、反対討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ただいま反対討論でありました。賛成討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。里山議員。

○一三番（里山和子君） 反対討論でいいでしょうか。

○議長（兼田勝久君） はい、いいです。

○一三番（里山和子君） 議案第一号専決処分について承認を求める件についてですが、条例番号の四十番の始良市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例と条例番号四十四の始良

市長等の給与に関する条例の件でございますが、先ほど質疑の中で明らかになりましたように、市長で一番低かった町に比べますと二十四万五千円の増で、副市長が二十二万一千円の増、教育長が二十万一千円の増、それから、市議会議長が以前の低かった町議会議長に比べますと十三万円の増、それから、副議長で七万六千円の増、議員で六万八千円の増ということがわかってきましたけれども、市長は今回の選挙公約で二〇%の給与のカットをするというようなことを公約されておりますので、そのような提案がされてくるかとは思いますが、退職金には、質疑の中でも言いましたように、やっぱりこの八十六万八千円が根拠になって計算されるわけでございますので、大変大幅な値上げ、以前の旧町の低かった町に比べると市長にしまして、特別職にしまして、議員にしまして大幅な値上げになっているということで、一般の市民感覚からするとどうなんだろうかと、サラリーマンは給与をもらっていらつしやるわけでしょうが、年々下がってきておりますし、六万五千円ぐらいの国民年金の方も多いですし、厚生年金は平均十五、六万じやないでしょうかね、それと共済年金などは二十四、五万ある方もおられますけれども、そういう一般的な市民の方々の所得に比べますと、なかなか高い市長の給料と議員の歳費になっているのではないかと、いうふうに考えますので、特に市議会議長と副議長の差がちよつと私は特にまた大きいのではないかと、いうことも気になっているんですが、市長さんが二〇%カットと言われていらつしやいますが、そのぐらいの市長の給与も、そのぐらいに持ってきたほうがよかったのではないかなというふうに感じておまして、市民感覚からして非常に値上げ幅の大きい議員の報酬と市長の給与になっているのでは

ないかということで、反対討論としておきます。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

これから議案第一号専決処分について承認を求める件（始良市役所の位置を定める条例ほか二百二十四件の条例制定の件）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第一号専決処分について承認を求める件（始良市役所の位置を定める条例ほか二百二十四件の条例制定の件）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第二号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市一般会計暫定予算）の討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第二号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市一般会計暫定予算）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第二号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市一般会計暫定予算）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第三号専決処分について承認を求める件（平成二十一

年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定暫定予算）の討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第三号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定暫定予算）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第三号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定暫定予算）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第四号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定暫定予算）の討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第四号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定暫定予算）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第四号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定暫定予算）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第五号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市後期高齢者医療特別会計暫定予算）の討論はありませんか。

○一三番（里山和子君） 暫定予算ですけれども、後期高齢者医療特別会計について反対討論をいたします。

この後期高齢者医療特別保険制度というのは、私どもは導入時から反対しているんですけれども、七十五歳の年齢で差別する医療制度だということ、高齢者だけに負担させる保険制度ですので、高齢者はどうしても病院にたくさん行かれますので、若い人に比べますと、そうして医療費がかさんできます。それを高齢者だけで負担していくことになりましたので、医療費は年々上がってくるということで、ことしも全国平均千三百円でしたか、たしか上がったと思うんですけれども、そういう制度ですので一日も早く廃止を求めていますので、反対討論になるわけです。

で、保険料を払えない人が三十八名いらっしゃるし、完納してない人が二百四十六名ですか、それから、短期保険証が七名で、資格証の対象になっているような人が十四名ということで、こういう年金もないような方々からまで徴収するという過酷な制度になっておりますので、一日も早く廃止をしてほしいということで反対討論いたします。

○議長（兼田勝久君） ただいまのは反対討論であります。賛成討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。
「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

これから議案第五号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市後期高齢者医療特別会計暫定予算）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第五号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市後期高齢者医療特別会計暫定予算）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第六号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市老人保健医療特別会計暫定予算）の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第六号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市老人保健医療特別会計暫定予算）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第六号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市老人保健医療特別会計暫定予算）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第七号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定暫定予算）の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第七号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定暫定予算）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第七号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定暫定予算）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第八号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定暫定予算）の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第八号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定暫定予算）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第八号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定暫定予算）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第九号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市簡易水道施設事業特別会計暫定予算）の討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第九号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市簡易水道施設事業特別会計暫定予算）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第九号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市簡易水道施設事業特別会計暫定予算）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第一〇号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市農業集落排水事業特別会計暫定予算）の討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第一〇号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市農業集落排水事業特別会計暫定予算）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一〇号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市農業集落排水事業特別会計暫定予算）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第一一号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市地域下水処理事業特別会計暫定予算）の討論はありませんか。

せんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第一一号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市地域下水処理事業特別会計暫定予算）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一一号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市地域下水処理事業特別会計暫定予算）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第一二号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市農業労働者災害共済事業特別会計暫定予算）の討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第一二号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市農業労働者災害共済事業特別会計暫定予算）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一二号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市農業労働者災害共済事業特別会計暫定予算）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第一三号専決処分について承認を求める件（平成二十

一年度始良市土地区画整理事業特別会計暫定予算）の討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第一三号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市土地区画整理事業特別会計暫定予算）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一三号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市土地区画整理事業特別会計暫定予算）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第一四号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市水道事業会計暫定予算）の討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第一四号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市水道事業会計暫定予算）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一四号専決処分について承認を求める件（平成二十一年度始良市水道事業会計暫定予算）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第一五号専決処分について承認を求める件（字の区域

変更に関する件）の討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第一五号専決処分について承認を求める件（字の区域変更に関する件）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一五号専決処分について承認を求める件（字の区域変更に関する件）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第一六号専決処分について承認を求める件（鹿児島広域市町村圏協議会への加入に関する件）の討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第一六号専決処分について承認を求める件（鹿児島広域市町村圏協議会への加入に関する件）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一六号専決処分について承認を求める件（鹿児島広域市町村圏協議会への加入に関する件）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第一七号専決処分について承認を求める件（始良市指定金融機関の指定に関する件）の討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第一七号専決処分について承認を求める件（始良市指定金融機関の指定に関する件）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一七号専決処分について承認を求める件（始良市指定金融機関の指定に関する件）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第一八号専決処分について承認を求める件（始良市税条例の一部を改正する条例の件）の討論はありませんか。

○一三番（里山和子君） 議案第一八号専決処分について承認を求める件で（始良市税条例の一部を改正する条例の件）について反対討論いたします。

控除の見直しで、扶養控除の見直しがあつてはすけれども、三十三万円の控除が減になる部分につきまして、所得税は税率が五％から四〇％の累進税率のために、扶養控除廃止によります増税額は最大で十五・二万円となります。また、一方住民税は一律一〇％の税率のために、所得にかかわらず三・三万円の増税となります。

扶養控除廃止の影響は所得税が十一年の、来年の一月からで、住民税が再来年の六月からの増税となつて現われてくるようです。

また、住民税や所得税の特定扶養控除の上乗せ部分の相当額廃止の影響は、所得税と住民税あわせて最高では十一・二万円の増税になるというふうにいわれております。また、所得税、住民税の増税

が、さらに別の制度の負担増を招くことも懸念されております。例えば保育料は、所得税額で保育料の区分を分けているために、増税により区分が上げれば、保育料の負担が増えてくることになります。一部の自治体では国民健康保険料は住民税を基準に算定されますので、住民税の所得控除が減ることは保険料の負担増にはね返ってきます。厚生労働省から政府税調に提出された資料によりますと、所得税、住民税の扶養控除を単純に廃止した場合に、厚労省関連だけで二十一の制度に影響が出るのが明らかになっております。そのほかにも私立幼稚園の就園奨励費の補助など、厚労省関係以外にも多くの制度で負担増を招くことがわかっておりまして、政府はこの影響について見直しの趣旨を踏まえて、制度の所管省においては負担の基準の見直し、経過措置の導入など適切な処置を講じることとすると説明はしておりますけれども、具体的な対策は何も決まっていないところでございます。

一方、たばこ税につきましては、私もたばこを吸うことにつきまして、できるだけやめていたきたいと、健康被害ですので、思つてはいるんですけれども、共産党はこの増税部分については、庶民増税ということで国会ではなんか反対しておるようです。税額も一千七百三十万円の減になっておりますので、庶民のささやかな楽しみの部分に税金を増税するというのもいかなものかというふうにも思います。

それから、四十四条と四十五条のところ、六十五歳未満の公的な年金所得者の方々の給与から、住民税を給与から特別徴収することができるようにするための改正も入っているんですけれども、六十五歳以上の方々は年金から強制的に引かれるようになってきまし

たし、六十五歳未満もこのように給与から特別徴収をするようなことになってくると、本当に給与は下がっていくのに税金だけはどんどん強制的に徴収されていくというふうなことで、このようなことまでする必要があるんだろうかというふうに思っています。それから、……（聴取不能）

○議長（兼田勝久君） 里山議員、ちょっと待ってください、テープの関係がありますから。――続けてください。

○一三番（里山和子君） 法人税などは優遇されて余り減税されていないのに比べて、また証券優遇税制も温存されておりますので、そういった金持ちの部分に対して減税をもう少しやっていくべきだというふうに私どもは考えております。

大体、以上、反対討論いたします。

○議長（兼田勝久君） ただいまのは反対討論でございました。賛成討論ございませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

これから議案第一八号専決処分について承認を求める件（始良市税条例の一部を改正する条例の件）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第一八号専決処分について承認を求める件（始良市税条例の一部を改正する条例の件）

は原案のとおり可決されました。

次に、議案第一九号専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件）の討論はありませんか。

○二四番（堀 広子君） 大変失礼いたしました。私一括討論と勘違いしております、先ほど最初のところで反対討論を述べましたが、この場で改めて訂正し、またここで反対討論を述べさせていただきます。

最初の一号から二一号まで一括議題に供し、本会議で一括質疑、討論、採決というふうに書いてあったものですから、すっかりそのように自分自身は思っております、勘違いしておりましたので、ここで一九号に對しまして反対討論をさせていただきます。

全く同じことになりますけど。

○議長（兼田勝久君） 堀議員、先ほどの別に取り消す必要はないんですよ。議案第一号専決処分の承認の一号から第二二五号までのその連番号の一一七、ここに始良市国民健康保険税条例がありますので、これとまた別です、さきのを取り消さずにここはここでまた討論してください。

○二四番（堀 広子君） はい、わかりました。

議案第一九号専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件）に對しまして反対の討論を行います。

今回の改定は、国保税の負担限度額を医療分と後期高齢者支援分が、現行の五十九万円が六十三万円に引き上げ総額七十三万円にいたします。市民の負担をふやす改定であり、これはとても認められ

ません。この影響は医療分が百五十二世帯、後期高齢者支援分が二百五十世帯と合計五千百七十六万八千円の影響が出てまいります。中低所得者の負担軽減のために、高額所得者に応分の負担を求めるものでございますが、国保の加入者は公的医療保険の中で最も所得が低いにもかかわらず、最も高い保険税を納めております。

先ほどの執行部の御回答で、そうではないというふうな御回答がございましたけれども、私が二〇〇六年度に調査いたしました資料によりますと医療保険の種類の協会健保、それから、健康保険組合、国保と、このような種類がありますが、これの被用者負担分の平均保険料率は協会健保で四・一〇%、健康保険組合で三・二七%、国保で八・六七%と大変高い数値を示しております。このように他の医療機関と比較いたしましたしても約二倍以上の保険税を納めているのが実態であります。このように高額所得者とは到底いえない人まで限度額を支払っているのが現状でありまして、実質上は住民負担の増税になっております。

現在、国保税は住民の担税力を超える水準になっており、その最大の原因は国保会計に対する国庫負担を大幅に引き下げたことにごございます。一九八四年には約五割、五〇%だった国庫負担率が二五%にまで下がってまいりました。これは国保会計全体に占める国庫負担の比率です。そしてその間、一人当たりの保険税が約四万円から八万円に二倍にもなっております。

支払い能力に見合ったものに抜本的に改めるには、何しろこのことを改善しなければなりません。今回の改定は国保税限度額を増やし、医療分百五十二世帯、後期高齢者支援分が二百五十世帯に、合計五千百七十六万八千円の負担を増やすものでありまして反対と

いたします。

以上です。

○議長（兼田勝久君）

しばらく休憩いたします。

午後 二時四十五分休憩

○議長（兼田勝久君）

午後 二時四十七分開議
休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま反対討論がありました。賛成討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君）

ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君）

これで討論を終わります。

これから議案第一九号専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君）

起立多数です。議案第一九号専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件）は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。先ほどの議案第一号について堀議員のほうから反対討論がありました。本人からの取り消し要求がありました。これを取り消すことに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君）

先ほどの第一号において堀議員の反対討

論を取り消すことに決定いたしました。

次に、議案第二〇号専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例の件）の討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第二〇号専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例の件）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第二〇号専決処分について承認を求める件（始良市都市計画税条例の一部を改正する条例の件）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第二一号専決処分について承認を求める件（鹿児島県に公平委員会の事務を委託する件）の討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第二一号専決処分について承認を求める件（鹿児島県に公平委員会の事務を委託する件）を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第二一号専決処分について承認を求める件（鹿児島県に公平委員会の事務を委託する件）は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。再開は三時といたします。

午後 二時四十九分休憩

午後 三時 開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第二三 議案第二二号始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件

△日程第二四 議案第二三号始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件

△日程第二五 議案第二四号始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件

△日程第二六 議案第二五号始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件

△日程第二七 議案第二六号始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件

○議長（兼田勝久君） 日程第二三、議案第二二号始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件から日程第二七、議案第二六号まで、以上五件を一括議題とします。

教育長、退席を願います。

「教育長早川良行君退席」

○議長（兼田勝久君） 本件について提案理由の説明を求めます。

「市長笹山義弘君登壇」

○市長（笹山義弘君） 議案第二二号から議案第二六号までの始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきま

して、一括して提案理由を御説明申し上げます。

本件につきましては、五名の方々を始良市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により議会の同意を求めるものであります。

まず、議案第二二号で御提案申し上げます小川正幸氏は、平成十五年十月から旧加治木町教育委員会委員に選任され、二期目在任中、平成二十二年三月二十三日の始良市施行に伴い、同日より地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第十八条の規定に基づき、臨時の教育委員会委員として選任され現在に至っており、引き続き始良市教育委員会委員に選任しようとするものであります。

なお、同氏の任期は平成二十二年五月十四日から平成二十六年五月十三日までであります。

次に、議案第二三号で御提案申し上げます福元俊子氏は、平成十七年十月から旧始良町教育委員会委員に選任され、二期目在任中、小川氏と同様に始良市施行に伴い、臨時の教育委員会委員として選任され現在に至っており、引き続き始良市教育委員会委員に選任しようとするものであります。

なお、同氏の任期は平成二十二年五月十四日から平成二十四年五月十三日までであります。

次に、議案第二四号で御提案申し上げます本渡裕氏は、平成二十年四月から旧蒲生町教育委員会委員に選任され、一期目在任中、小川氏と同様に始良市施行に伴い、臨時の教育委員会委員として選任され現在に至っており、引き続き始良市教育委員会委員に選任しようとするものであります。

なお、同氏の任期は平成二十二年五月十四日から平成二十五年五

月十三日までであります。

次に、議案第二五号で提案申し上げます吉田祐一郎氏は、平成二十一年四月から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第四項に規定する保護者の要件を満たす委員として、旧加治木町教育委員会委員に選任され、平成二十二年三月二十三日の始良市施行に伴い、臨時の教育委員会委員として選任され現在に至っており、引き続き始良市教育委員会委員に選任しようとするものであります。

なお、同氏の任期は平成二十二年五月十四日から平成二十三年五月十三日までであります。

最後に、議案第二六号で御提案申し上げます小倉寛恒氏は、平成二十二年三月、鹿児島県立鶴丸高等学校校長を最後に定年退職され、平成二十二年四月学校法人鯨島学園鹿児島高等学校校長に就任、現在に至っておりますが、先に御提案申し上げます四名の臨時の教育委員会委員の各氏に加えて、今回新たに始良市教育委員会委員に選任しようとするものであります。

なお、同氏の任期は平成二十二年五月十四日から平成二十六年五月十三日までであります。

以上、五名を御提案申し上げましたが、各氏の経歴につきましてはお手元の参考資料のとおりであります。

各氏とも新生始良市の教育行政に対し、これまでの豊富な経験・知識を生かし、情熱を持って取り組んでいただけるものと確信し、その人格・識見ともに本市教育委員として最適任者であると考え、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（兼田勝久君）　これから質疑を行います。質疑は一括し

て行います。質疑はありませんか。

○五番（田口幸一君） 今五名の委員を市長が一括して説明してくださいましたが、一番目の小川正幸委員は、現在も臨時委員としてですが、これ四年になってますね、任期。それから、二番目の福元俊子氏は、平成二十二年五月十四日から平成二十四年五月十三日まで二年となっております。これも現在始良市教育委員会臨時委員、これでお尋ねするのは任期の二年というのがちよつと腑に落ちませんので。

それから、三番目の本渡裕さんですけど、これが平成二十二年五月十四日から平成二十五年五月十三日まで、これは任期三年となるんじゃないんですか。それで現在も始良市教育委員会臨時委員となっておられます。それから、その次の吉田祐一郎さんです、四十六歳で、この任期が平成二十二年五月十四日から平成二十三年五月十三日まで、これは任期一年というふうになってます。そこ辺のところはよくわかりません。一番最後のページで始良市教育委員会臨時職員となっています。最後の五番目の小倉寛恒先生ですかね。これは平成二十二年五月十四日から平成二十六年五月十三日まで四年となっておりますが、一点目は、この四年は理解できるんですけど、福元俊子氏が二年、それから本渡裕氏ですか、これは三年、吉田祐一郎氏が一年、この三名の四年は、二人の四年は理解できますけど、この任期が違うことを一つ、一点を説明してください。

それから、市長はこうして、今五名の立派な方々を履歴を今読ませていただきましたが、既に四名の方は始良市教育委員会ですか、臨時委員としてですけど、これ、いずれも平成二十二年三月二十三日というふうになっておりますけど、笹山市長が当選されたのは四

月二十五日の選挙でだったと思うんですけど、二十六日に当選証書の付与を受けられたと思うんですが、この五名の方々に、二点目はですね、直接面会をして、会われて、一人一人の考え方、教育観とか人生観とかですね、そのようなことをお聞きになられたものか。一点目はその任期が違うこと、それが一点目。二点目は、繰り返しですが、直接五名の方々に面接をされて、その教育観とか、人生観とか、始良市の教育をこのように思うんだというようなことをお聞きになられたかどうか。お聞きになっておられたら、その辺のところ、これは一括になっておりますから、感じられたことを教えてください。

○教育部長（二見康洋君） 田口議員の教育委員の任期のことに

つきまして、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、教育委員の選任につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、第三条で五人の委員をもって組織をすることが、あるいは第四条で、任命は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することが、さらに第五条で、その任期について四年とするということが定められております。ただ、ただし、これにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行令の中で、第十八条になりますが、市町村の設置があった場合において、最初に選任される委員については、これはこの施行令の規定が準用されることになっておりまして、暫定委員につきましては、第十八条の規定によつて、旧町の教育委員会委員であつた者の中から、市長職務執行者が選任することとなっております。これらの委員の任期につきましては、最初に開催招集される議会の会期の末までということですので、五月十三日をもって任期満了となる

ということになります。その後、改めて、法第四条の規定により選出をされる教育委員の任期につきましては、これも同じく施行令の第二十条の中で、市町村の設置後、最初に法第四条の規定により任命される教育委員会の委員の任期については、施行令第十七条の規定を準用することになっておりまして、第十七条では、教育委員会の委員の任期につきまして、法律第五条第一項本文の規定にかかわらず、五人にあっては、その定数が五人の場合は、二人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とするという規定がございます。そして、さらに、先ほどの施行令の第二十条では、この場合において、各委員の任期は当該市町村の長が定めるということになっておりますので、この十七条の規定を準用し、御二人を四年、御一人を三年、御一人は二年、御一人は一年の任期として御提案を申し上げている次第です。よろしくお願いいたします。

○市長（笹山義弘君） 田口議員の御質問にお答えいたします。

本市は始良市となりましたが、御案内のとおり、公立高校を三校、そして市立高校を一校、そして養護学校まで入れますと六校の高校を有しておるといふ始良市でございます。したがって、教育という面については、大きな目玉として、今後とも伸ばしていきたいということを考えております。そういう中にありまして、それぞれの委員とも大変識見に富んで、非常に適任であるというふうに自分では判断いたしましたので、そのように御提案申し上げているところであります。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はございませんか。

○一三番（里山和子君） 委員の中に女性の方が御一人なんですけども、旧始良町は二人、五人のうち二人いらしたんですが、男女

共同参画社会ということが叫ばれておりますので、できれば女性委員もあと御一方でも入れてほしいかなというのと。そのようになされなかった。当然、男女共同参画社会は加治木のほうは熱心に行っておられましたので、市長もよくご存じだと思うんですけど、そのあたりを考慮されなかったのはどういう理由だったのかですね。それと、校長先生をされた方が三名入っておられまして、女性の方は幼稚園のほうの先生だったみたいなんですけど、御一方は民間からというような感じなんですけども、小学校の校長先生ではなくて、平の教員ですね、ちよつとこう教育熱心な、そういう力量を持つた方が学校に提言していただくと助かるんですけども、そういった方はどうして選ばれなかったのかですね、そのあたりをお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） まず第一点は、合併協議会の中で暫定委員を選出いただきましたが、そのことを尊重して、今回はお願いしているところではありますが、女性委員につきましては、当然任期がそれぞれ違っておりますので、そういう任期が来る中で、この近い将来に女性委員がもう一方入るような方向で図っていききたいというふうに思います。

それから、教育委員会の大きな役目の一つとして、学校現場をしっかりと指導するという立場もございます。そういう観点から、本市は大変学校数も増えてまして、今まで以上に教育委員会に課せられる、その責務というのは大きくなってこようというふうに思います。その市の教育方針を決めるのは教育長じゃなくて教育委員会で、教育委員会であり、その代表である教育委員長でございますので、そういう意味で始良市の教育会の礎をつくる。そういう初年度で、最

初であるという意味から、このようなお願いをしたところであります。その基礎ができました後は、任期に従いまして、それぞれまた議会に御相談申し上げながら、委員構成は考えていきたいというふうに考えております。

○議長（兼田勝久君） よろしいですか。——ほかにございませんか。

○一七番（上村 親君） 議案の第二十六号、小倉寛恒氏の件で少し、同意を求める件でございますので、質問いたします。

この方の略歴を見ますと、平成二十二年の四月、学校法人鮫島学園鹿児島高等予備校校長にことし四月就任されたばかりですね。この方は鹿児島高等予備校の校長として常勤でされているのかどうか。これが一点。それから、もし、これが同意を求められて同意が得られたら、現住所が鹿児島市の常盤一丁目になっているんですが、この住所がどう変わるのか。その二点だけお知らせいただきたいと思っています。

○市長（笹山義弘君） 二点お尋ねでございますが、まず一点は、私が就任いたしましたのが二十七日でございます、そういう新年度が始まっているという中でいろいろと御相談をしたんですが、ほとんどの方がこういう形で常勤的にお勤めにいただいていたわけですが、御相談申し上げまして、議会の御同意が得られるとすれば、即おやめいただくというお約束になっております。

それから二点目でございますが、また議会の御同意をいただきましたら、直ちに始良市に住むようにということになっております。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○三番（湯元秀誠君） 上村議員と一緒に質問を含めてやりたか

ったんですけど、今、答弁が出ましたので。この中から教育長は選任されるわけですが、せめてですね、これは公の場に出られる方々です。そういうことを踏まえまして、この議会資料にですね、写真ぐらい出してください。特別職ですよ。なられる方は。高級な給与もあたえられるわけですよ、こういう。議員の三十名ぐらいですね、三十名の議員には写真ぐらい添付して出される資料にしたらどうでしょうか。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

私も加治木町長時代、人事の御提案を議会にしたことは何回かございますが、今まで写真をつけて履歴書を提示したという経験はございません。しかし、御要望がございますので、資料として、後ほど御提出したいというふうに思いますが、それでよろしうございますでしょうか。

○三番（湯元秀誠君） いや、加治木でしたかどうかということじゃなくて、三十名の議員がですね。例えば、この中に鹿児島市内の方がいらつしやいますね。この三町内にいらつしやる方、それぞれ各町で今まで面識がおりと思うんですが、この区域外から今回選任されてる方もいらつしやるわけですから、三十人の方々にこういう人ですよという一つの面識を持たせる意味でもですね、そういうことはきょうから必要じゃないですかということでございます。今後ということですので、結構でございます。

○議長（兼田勝久君） 人事案件提案について、今後の課題といいたしたいと思います。それでいいですか。——ほかに質疑はございませんか。

○二九番（森川和美君） 人事案件ですので、そそのない、失礼

のないお尋ねをせんにやいかんわけですが。まず市長がですね、今回の五名の教育委員を任命、推薦をされたということで、市長の教育観というものとですね、この五名の方が、教育観がほぼ一致して、自信持って、この方を任命されたのか。これをまずお聞かせ願います。確かに教育観というのは、それぞれな考え方、とらえ方があると思うんですが、やはり、ある程度はですね、そのトップである市長及び教育長との関係する者、方とですね、ある程度の合致点がなければ、スムーズにいかないのじゃないかと。これが一点ですね。

それと、この略歴を見ますと、それぞれ皆さんすばらしい方なんです、少し先ほどの同僚議員とのお尋ねと重複する部分があるんですが、私にとっては、旧始良町の福元氏しか、ほとんど顔も見たことないということなんですよね。であるならばですね、もう少し、この熱く、この方こういった教育観を持って、熱意と情熱を持った方なんだという語りをしてほしいわけですが、そういったところは、まだ十分に面談ができなかったと、こういうふう理解してよろしいんでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 教育観についてのお尋ねでございますけれども、皆さま方も暫定委員として本市の教育会に携わっていただいた方々で、三町の方々については十分それぞれ、私は御承知いただいているというふうに思ったところです。小倉氏については、その教育観含めて、議会の御同意をいただいたという上での協議を長時間にわたりさせていただいて、私の教育観と一致するというところで、私といたしましては、全委員を自信を持って御推薦させていただきますというところで考えているところであります。

○二九番（森川和美君） 市長ですね、もう少し熱くですね、この方を間違いなく自信持って推薦、任命するんだというものを語ってほしいなど、これは私の気持ちなんです。

それとも一つですね、市長の教育観を持ちながら任命という観点でお尋ねするんですが、よく家庭と、それから学校、地域社会というのがよく出てきますけれども、全然出てこないのがですね、企業という観点がでてこないんですね。今からは企業の教育にかかわる、その経営者及び社員の方、そういったものをどのようにとらえておられるか。あるいはまた、特に、この旧始良町にとってはですね、都市化傾向と、IT機器万能の今の時代に子供たちは入っていると同時に、さらなる、そういう傾向になるわけですね。そういったものが教育委員として、どのようなかわりで臨んでいくべきか。先ほど市長は、教育現場に指導するということお話がありました、ただですね、今の時代は、その部分だけで果たしてどうなのかというふうに思ってるんですが、そこをお聞かせ願って終わりというふうに思いますが。

○市長（笹山義弘君） 私も教育に関しましてはいろいろと経験をさせていただいたところでありますが、議員御指摘のとおり、当然、教育には家庭教育力、そして学校、地域、そういう教育力が十分必要であるということは承知しております。また、学校現場におきましても、企業家を呼びまして、来ていただいて、その実体験をお話いただく中で、そういう教育を進めるという時間が従前より増えているというふうにも聞いております。したがって、そういう意味で、委員の中に企業家も登用すべきであるという御意見かと思えます。今後につきまして、そういう意味で、任期がそれぞれ違

えてあるというのはそのようなこともあるかと思しますので、女性委員の登用、それから委員の構成等については、今後十分に精査いたしまして、研究いたしまして、また御相談申し上げたいというふうに思います。ただ、最初の始良市教育委員会でございますので、しっかりと、幼、小、中、高の連携をとり、そして地域との教育を連携をとる。そして特に、旧蒲生町、旧始良町、旧加治木町のその教育のそれぞれを統一して、始良市としての教育の方針、並びに教育としての地域のあり方等々をつくっていかねばいけない最初でございますので、そういう意味で各方面から委員として御意見もいただきますし、また、その辺のところしっかりと反映させていきたいというふうにも思っております。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○二番（笹井義一君） 吉田祐一郎さんのことでお聞きしますけれども、六十三年四月に、ヤマハ鹿児島セミコンダクター株式会社に勤務されておまして、平成二十一年四月に加治木町の教育委員ということで、この方は、現在もこのヤマハ鹿児島セミコンダクター株式会社に勤務されておられるわけですかね。

それからもう一つ、この若い方が一年で、最長老の方が四年、このところの定め方ですね、期間の定め方。これはどのような見解でこうなったのか、その辺もお示しくください。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

まず、吉田氏については、現在も企業にお勤めでございます。それから期間を考えましたのは、保護者の中からという規定がございますので、そういう意味で、子供さんが就学しておられる方ではないと推薦が難しいということがございましたので、先ほど里山議

員の御指摘、御質問もありました要件も含めて、この方が一年というふうにさせていただいたところであります。

あと、年齢的な方が四年ということでありましたけれども、これはいろいろな経験を新市の中で生かしていただきたいという思いから、最初のスタートでございますので、そういう今までの委員会としての御経験を重視して、そして、それを新市につないでいただきたいという思いで、そのようにお願いしたところであります。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○一二番（出水昭彦君） 議案第二十五号につきまして、私も伺いいたします。

ただいま御説明をお伺いしましたが、この方が、保護者枠ということ、蒲生ではですね、採用されておらなかったものですか、一年間、二十一年の四月から、ほぼ一年間教育委員として活動されたわけですが、お勤めをしながら教育委員の職責を果たすという上で不都合と申しますか、時間的な取り合いとか、そのようなことでうまくいったのか。その点につきまして、お伺いしたい。

○市長（笹山義弘君） 就任をお願いするにつきましては、当然、企業側の御協力もなければお勤めいただけないこととあります。そうありましても、なかなか勤務をしながら委員をするというのは大変厳しい環境であることも事実であります。したがって、そのところ、企業の理解、協力のもとに定例教育委員会もきちんと出ていただいておりますので、そのこともあわせて御報告したいというふうに思います。

○一二番（出水昭彦君） 今、市長の御答弁のとおり、同じよう

なことが懸念されるわけでございますので、この保護者枠というものを採用されるということは、非常にやはりよろしいことだと私も思っておりますので、この制度をこの形で続けるためにですね、企業側の御理解、あるいは企業でなくても、その方、任命される方の御同意に当たっては、十分その点を理解、協力していただきたいというふうに思います。

○議長（兼田勝久君） 答弁いいですか。

○一二番（出水昭彦君） はい。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第二十二号、第二十三号、第二十四号、第二十五号、第二十六号、以上五件は、会議規則第三十七条第三項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。議案第二十二号、第二十三号、第二十四号、第二十五号、第二十六号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、議案第二十二号から行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第二十二号始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を採決します。

この採決は会議規則第七十三条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（兼田勝久君） ただいまの出席議員数は二十八人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に法元隆男議員、有馬研一議員、森弘道議員を指名します。

投票用紙を配ります。

「投票用紙配付」

○議長（兼田勝久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

「投票箱点検」

○議長（兼田勝久君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定によって否とみなすことになっております。

なお、記載については、設置してあります記載台を使用願います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	九	八	七	六	五	四	三	二	一
番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番
萩原哲郎議員	堀川逸子議員	湯福愛子議員	新元康哉議員	隈口義文議員	谷村次郎議員	神村親弘議員	上村親弘議員	東馬場忠夫議員	堂森律子議員	河東和子議員	里山昭彦議員	出水日出志議員	竹下里志議員	和田弘道議員	森馬研一議員	有馬隆男議員	法元一郎議員	湯之原幸一議員	田口秀久議員	安田誠一議員	湯元義一議員	笹井良治議員

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第二十三号始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を採決します。

この採決は、会議規則第七十三条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（兼田勝久君） ただいまの出席議員数は二十八人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に和田里志議員、竹下日出志議員、出水昭彦議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（兼田勝久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（兼田勝久君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなすことになっております。

なお、記載については、設置してあります記載台を使用願います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長氏名点呼・投票〕

一	番	本村良治	議員
二	番	笹井義一	議員
三	番	湯元秀誠	議員
四	番	安田久	議員
五	番	田口幸一	議員
六	番	湯之原一郎	議員
七	番	法元隆男	議員
八	番	有馬研一	議員
九	番	森弘道	議員
一〇	番	和田里志	議員
一	番	竹下日出志	議員
二	番	出水昭彦	議員
三	番	里山和子	議員
四	番	河東律子	議員
五	番	堂森忠夫	議員
六	番	東馬場弘	議員
七	番	上村親	議員
八	番	神村次郎	議員
九	番	谷口義文	議員
一〇	番	隈元康哉	議員
一一	番	新福愛子	議員
一二	番	湯川逸郎	議員

二四番 堀 広子 議員
二五番 萩原 哲郎 議員
二六番 横山 弘 議員
二七番 桃木野 幸一 議員
二八番 川原林 晃 議員
二九番 森川 和美 議員

○議長（兼田勝久君） 投票漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。和田議員、竹下議員、出水議員、開票の立ち会いをお願いします。

「開 票」

○議長（兼田勝久君） 投票の結果を報告します。

投票総数 二十八票

有効投票 二十八票

無効投票 ○票

有効投票のうち 賛成 二十七票

反対 一票

以上のとおり賛成が多数です。

議案第二十三号始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

「議場開鎖」

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第二十四号について討論を行

います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第二十四号始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を採決します。

この採決は、会議規則第七十三条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（兼田勝久君） ただいまの出席議員数は二十八人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に里山和子議員、河東律子議員、堂森忠夫議員を指名します。

投票用紙を配ります。

「投票用紙配付」

○議長（兼田勝久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

「投票箱点検」

○議長（兼田勝久君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなす

ことになっております。

なお、記載については、設置してあります記載台を使用願います。
事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長氏名点呼・投票〕

一	番	本	村	良	治	議員
二	番	笹	井	義	一	議員
三	番	湯	元	秀	誠	議員
四	番	安	田	久	議員	
五	番	田	口	幸	一	議員
六	番	湯	之	原	一	議員
七	番	法	元	隆	男	議員
八	番	有	馬	研	一	議員
九	番	森	弘	道	議員	
一〇	番	和	田	里	志	議員
一	番	竹	下	日	出	議員
二	番	出	水	昭	彦	議員
三	番	里	山	和	子	議員
四	番	河	東	律	子	議員
五	番	堂	森	忠	夫	議員
六	番	東	馬	場	弘	議員
七	番	上	村	親	議員	
八	番	神	村	次	郎	議員
九	番	谷	口	義	文	議員
一〇	番	限	元	康	哉	議員
一一	番					

二二番 新福愛子議員

二三番 湯川逸郎議員

二四番 堀広子議員

二五番 萩原哲郎議員

二六番 横山弘議員

二七番 桃木野幸一議員

二八番 川原林晃議員

二九番 森川和美議員

○議長（兼田勝久君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。里山議員、河東議員、堂森議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（兼田勝久君） 投票の結果を報告します。

投票総数 二十八票

有効投票 二十八票

無効投票 ○票

有効投票のうち 賛成二十八票

反対 ○票

以上のとおり賛成が多数です。

議案第二十四号始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第二十五号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第二十五号始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を採決します。

この採決は、会議規則第七十三条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（兼田勝久君） ただいまの出席議員数は二十八人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に東馬場弘議員、上村親議員、神村次郎議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（兼田勝久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（兼田勝久君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反

対と記載願います。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなすことになっております。

なお、記載については、設置してあります記載台を使用願います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長氏名点呼・投票〕

一	一	本村良治	議員
二	二	笹井義一	議員
三	三	湯元秀誠	議員
四	四	安田久	議員
五	五	田口幸一	議員
六	六	湯之原一郎	議員
七	七	法元隆男	議員
八	八	有馬研一	議員
九	九	森弘道	議員
一〇	一〇	和田里志	議員
一	一	竹下日出志	議員
二	二	出水昭彦	議員
三	三	里山和子	議員
四	四	河東律子	議員
五	五	堂森忠夫	議員
六	六	東馬場弘	議員
七	七	上村親	議員
八	八	神村次郎	議員

二〇番 谷口義文議員
 二一番 隈元康哉議員
 二二番 新福愛子議員
 二三番 湯川逸郎議員
 二四番 堀 広子議員
 二五番 萩原哲郎議員
 二六番 横山 弘議員
 二七番 桃木野幸一議員
 二八番 川原林 晃議員
 二九番 森川和美議員

○議長（兼田勝久君） 投票漏れはありませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。東馬場弘議員、上村親議員、神村次郎議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（兼田勝久君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二十八票

有効投票 二十八票

無効投票 ○票

有効投票のうち 賛成 二十六票

反対 二票

以上のとおり賛成が多数です。

議案第二五号始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を

求める件は同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第二六号について討論を行います。討論はありませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第二六号始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を採決します。

この採決は、会議規則第七十三条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（兼田勝久君） ただいまの出席議員数は二十八人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に谷口義文議員、隈元康哉議員、新福愛子議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（兼田勝久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（兼田勝久君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなすことになっております。

なお、記載については、設置してあります記載台を使用願います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長氏名点呼・投票〕

一	番	本村良治	議員
二	番	笹井義一	議員
三	番	湯元秀誠	議員
四	番	安田久	議員
五	番	田口幸一	議員
六	番	湯之原一郎	議員
七	番	法元隆男	議員
八	番	有馬研一	議員
九	番	森弘道	議員
一〇	番	和田里志	議員
一	番	竹下日出志	議員
二	番	出水昭彦	議員
三	番	里山和子	議員
四	番	河東律子	議員
五	番	堂森忠夫	議員

一六番 東馬場 弘 議員

一七番 上村 親 議員

一九番 神村次郎 議員

二〇番 谷口義文 議員

二一番 隈元康哉 議員

二二番 新福愛子 議員

二三番 湯川逸郎 議員

二四番 堀 広子 議員

二五番 萩原 哲郎 議員

二六番 横山 弘 議員

二七番 桃木野幸一 議員

二八番 川原林晃 議員

二九番 森川和美 議員

○議長（兼田勝久君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。谷口議員、隈元議員、新福議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（兼田勝久君） 投票の結果を報告します。

投票総数 二十八票

有効投票 二十八票

無効投票 〇票

有効投票のうち 賛成 二十三票

反対 五票

以上のとおり賛成が多数です。

議案第二十六号始良市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（兼田勝久君） 教育長、着席を願います。

〔教育長早川良行君着席〕

△日程第二八 議案第二十七号始良市固定資産評価審査委員会

委員の選任について議会の同意を求める件

△日程第二九 議案第二十八号始良市固定資産評価審査委員会

委員の選任について議会の同意を求める件

△日程第三〇 議案第二十九号始良市固定資産評価審査委員会

委員の選任について議会の同意を求める件

○議長（兼田勝久君） 日程第二八、議案第二十七号始良市固定資産

評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件から日程第三〇、議案第二十九号まで、以上三件を一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 議案第二十七号、議案第二十八号及び議案第

二九号始良市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

地方税法第四百二十三条及び始良市税条例第七十七条の規定に基

づき設置されます、始良市の固定資産評価審査委員会の委員三名を選任することについて、地方税法第四百二十三条第三項の規定により議会の同意を求めるものであります。

まず、議案第二十七号について御説明申し上げます。

本件は始良市の発足に伴い、固定資産評価審査委員会委員として長谷川栄氏を選任しようとするものであります。

長谷川氏は、お手元の資料にありますとおり、昭和四十四年に熊本県立済々黌高等学校を卒業後、同年に熊本国税局に入局、熊本国税局及び管内各税務署勤務を経て、平成五年七月に日田税務署法人税・源泉税第二部門統括国税官を最後に退官され、同年九月から現住所において税理士事務所を開所されております。

また、旧始良町の固定資産評価審査委員会委員として平成十六年から三期七年間御活躍いただいております。

このように長谷川氏は、永年にわたり税務部門に携わられ、固定資産の評価に関する知識も深く、精通されております。

続きまして、議案第二十八号について御説明いたします。

本件は始良市の発足に伴い、固定資産評価審査委員会委員として鶴田一夫氏を選任しようとするものであります。

鶴田氏は、お手元の資料にありますとおり、昭和三十八年に加治木町立竜門中学校を卒業後、同年近畿電気工事株式会社に入社、昭和四十二年に同社を退職され、翌年の昭和四十三年一月に大阪府警に入庁、平成十七年十一月に大阪府警察警視正を最後に退官され、現在に至っております。

また、鶴田氏は、旧加治木町の固定資産評価審査委員会委員として平成十九年から二期二年間御活躍いただいて、選任後も各種研修

会にも積極的に参加されています。

鶴田氏は、大阪府警察時代に行政不服審査等の審査業務を担当され、審査官として御活躍されており、中立的・専門的な立場から不服の内容について審査・決定していただけるものと考えております。続きまして、議案第二十九号について御説明いたします。

本件は始良市の発足に伴い、固定資産評価審査委員会委員として川田耕司氏を選任しようとするものであります。

川田氏は、お手元の資料にありますとおり、昭和三十二年に加治木工業高等学校卒業後、民間企業及び陸上自衛隊に勤務された後、昭和三十八年九月に蒲生町役場の臨時職員を経て、昭和四十一年八月から同町の職員として入庁され、平成十年三月に蒲生町役場を退職された後、同年四月から平成十一年三月まで蒲生町福祉協議会に勤務され、現在に至っております。

また、川田氏は、旧蒲生町の固定資産評価審査委員会委員として平成十五年から三期七年間御活躍いただいております。

このように川田氏は、旧蒲生町の職員として、永年町政に携われ、税務行政とりわけ固定資産税につきましては、家屋評価の担当もされていたことから、固定資産の評価に関する知識も深く、精通されております。

なお、長谷川栄氏、鶴田一夫氏におかれましては、始良市発足後の暫定の固定資産評価審査委員会委員に引き続き、また川田耕司氏におかれましては、新たに選任するもので、委員に願う三氏とも豊かな経験に加えて、人柄も実直で誠実な方であり、本市の固定資産評価審査委員会委員として最適任者であると確信し、御提案するものであります。よろしく御審議のうえ、同意を賜りますよう

にお願いいたします。

○議長（兼田勝久君）　これから質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君）　質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第二十七号、議案第二十八号、議案第二十九号、以上三件は、会議規則第三十七条第三項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議はありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君）　異議なしと認めます。議案第二十七号、議案第二十八号、議案第二十九号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。議案第二十七号から行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君）　討論なしと認めます。

これから議案第二十七号を採決します。

この採決は、会議規則第七十三条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（兼田勝久君）　ただいまの出席議員数は二十八人です。

次に、立会人を指名します。会議規則三十一条第二項の規定により、立会人に湯川逸郎議員、堀広子議員、萩原哲郎議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（兼田勝久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（兼田勝久君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなすことになっております。

なお、記載については、設置してあります記載台を使用願います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長氏名点呼・投票〕

一番	本村良治	議員
二番	笹井義一	議員
三番	湯元秀誠	議員
四番	安田久	議員
五番	田口幸一	議員
六番	湯之原一郎	議員
七番	法元隆男	議員

八番 有馬研一 議員

九番 森弘道 議員

一〇番 和田里志 議員

一番 竹下日出志 議員

二番 出水昭彦 議員

三番 里山和子 議員

四番 河東律子 議員

五番 堂森忠夫 議員

六番 東馬場弘 議員

七番 上村親 議員

八番 神村次郎 議員

九番 谷口義文 議員

一〇番 隈元康哉 議員

二番 新福愛子 議員

三番 湯川逸郎 議員

四番 堀広子 議員

五番 萩原哲郎 議員

六番 横山弘 議員

七番 桃木野幸一 議員

八番 川原林晃 議員

九番 森川和美 議員

○議長（兼田勝久君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。湯川議員、堀議員、萩原議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（兼田勝久君） 投票の結果を報告します。

投票総数 二十八票

有効投票 二十八票

無効投票 ○票

有効投票のうち 賛成 二十八票

反対 ○票

以上のとおり賛成が多数です。

議案第二十七号始良市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議会の同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第二十八号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第二十八号を採決します。

この採決は、会議規則第七十三条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（兼田勝久君） ただいまの出席議員数は二十八人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第三十一条第二項の規定に

より、立会人に横山弘議員、桃木野幸一議員、川原林晃議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（兼田勝久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（兼田勝久君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなすことになっております。

なお、記載については、設置してあります記載台を使用願います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長氏名点呼・投票〕

一 番	本 村 良 治 議員
二 番	笹 井 義 一 議員
三 番	湯 元 秀 誠 議員
四 番	安 田 久 議員
五 番	田 口 幸 一 議員

六番	湯之原一郎	議員
七番	法元隆男	議員
八番	有馬研一	議員
九番	森弘道	議員
一〇番	和田里志	議員
一番	竹下日出志	議員
二番	出水昭彦	議員
三番	里山和子	議員
四番	河東律子	議員
五番	堂森忠夫	議員
六番	東馬場弘	議員
七番	上村親	議員
八番	神村次郎	議員
九番	谷口義文	議員
一〇番	隈元康哉	議員
二一番	新福愛子	議員
二二番	湯川逸郎	議員
二三番	堀 弘子	議員
二四番	萩原哲郎	議員
二五番	横山 弘	議員
二六番	桃木野幸一	議員
二七番	川原林晃	議員
二八番	森川和美	議員
二九番		

○議長（兼田勝久君） 投票漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。横山議員、桃木野議員、川原林議員、開票の立ち会いをお願いします。

「開 票」

○議長（兼田勝久君） 投票の結果を報告します。

投票総数 二十八票

有効投票 二十八票

無効投票 〇票

有効投票のうち 賛成 二十三票

反対 五票

以上のとおり賛成が多数です。

議案第二八号始良市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議会の同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

「議場閉鎖」

○議長（兼田勝久君） 次に、議案第二九号について討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第二九号を採決します。

この採決は、会議規則第七十三条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

次に、立会人を指名します。会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に森川和美議員、本村良治議員、笹井義一議員を指名します。

「投票用紙配付」

「なし」と呼ぶ者あり」

投票箱を点検します。

「投票箱点検」

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなすことになっております。

なお、記載については、設置してあります記載台を使用願います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

「事務局長氏名点呼・投票」

一 番	本 村 良 治	議 員
二 番	笹 井 義 一	議 員
三 番	湯 元 秀 誠	議 員

二	二	二	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一								
九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	七	六	五	四	三	二	一	〇	九	八	七	六	五	四
番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番
森川和美議員	川原林晃議員	桃木野幸一議員	横山弘議員	萩原哲郎議員	堀川広子議員	湯川逸郎議員	新福愛子議員	隈元康哉議員	谷口義文議員	神村次郎議員	上村親弘議員	東馬場弘夫議員	堂森忠子議員	河東律子議員	里山和彦議員	出水昭彦議員	竹下日出志議員	和田里志議員	森弘道議員	有馬研一議員	法隆男議員	湯之原一郎議員	田口幸一議員	安田久議員

○議長（兼田勝久君） 投票漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。森川議員、本村議員、笹井議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（兼田勝久君） 投票の結果を報告します。

投票総数 二十八票

有効投票 二十八票

無効投票 ○票

有効投票のうち 賛成 二十三票

反対 五票

以上のとおり賛成が多数です。

議案第二十九号始良市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（兼田勝久君） お諮りします。本日の会議時間は議事進行の都合によってあらかじめこれを延長したいと思います。御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間はあらかじめこれを延長いたします。

△日程第三一 議案第三〇号始良市固定資産評価員の選任に

ついて議会の同意を求める件

○議長（兼田勝久君） 日程第三一、議案第三〇号始良市固定資産評価審査員の選任について議会の同意を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 議案第三〇号始良市固定資産評価員の選任について議会の同意を求める件につきまして、提案理由の説明をいたします。

固定資産評価員は、市長の指揮を受けて、固定資産を総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき適正に評価するとともに、市長が行う価格の決定を補助するため、地方税法第四百四条及び始良市税条例第七十六条の規定に基づき設置されるものです。

本件は、神田哲夫氏を始良市の発足に伴い、固定資産評価員として新たに選任しようとするもので、地方税法第四百四条第二項の規定により提案するものであります。

神田氏は、お手元の資料にありますとおり、昭和四十五年三月に八幡大学卒業後、昭和四十六年七月に加治木町役場に入庁され、平成十八年三月三十一日同役場を退職されるまで、旧加治木町の職員として永年町政に携われ、豊かな行政経験をお持ちであります。

特に、昭和四十六年七月から昭和五十年六月まで及び平成三年七月から平成十年六月まで税務課長等を歴任されるなど通算約十八年間、平成十五年四月から平成十六年十二月までは、始良地区滞納整理組合事務局長として長きにわたり税務行政に携われており、固定資産評価員として必要な固定資産の評価に関する知識及び経験を十

分にお持ちであります。

また、地方税法第四百六条固定資産評価員の兼職禁止等及び第四百七条固定資産評価員の欠格事項等にも該当せず、豊かな経験に加えて人柄も実直で誠実な方であります。

このように、神田氏は本市の固定資産評価員として最適任者であるとの確信し、提案するものであります。よろしく御審議のうえ、同意を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第三〇号は、会議規則第三十七条第三項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。御異議はありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。議案第三〇号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから議案第三〇号を採決します。

この採決は、会議規則第七十三条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（兼田勝久君） ただいまの出席議員数は二十八人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に湯元秀誠議員、安田久議員、田口幸一議員を指名します。

投票用紙を配ります。

「投票用紙配付」

○議長（兼田勝久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

「投票箱点検」

○議長（兼田勝久君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願ひます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなすことになっております。

なお、記載については、設置してあります記載台を使用願ひます。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願ひます。

「事務局長氏名点呼・投票」

一 番	本 村 良 治	議 員
二 番	笹 井 義 一	議 員
三 番	湯 元 秀 誠	議 員

○議長（兼田勝久君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。湯元議員、安田議員、田口議員、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（兼田勝久君） 投票の結果を報告します。

投票総数 二十八票

有効投票 二十八票

無効投票 ○票

有効投票のうち 賛成 二十五票

反対 三票

以上のとおり賛成が多数です。

議案第三〇号始良市固定資産評価員の選任について議会の同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

△日程第三二 推薦第一号始良市農業委員会委員の推薦について

○議長（兼田勝久君） 日程第三二、推薦第一号始良市農業委員会委員の推薦についての件を議題とします。

森川和美議員、新福愛子議員、湯之原一郎議員、里山和子議員、退席願います。除斥の扱いを受けます。

「二九番森川和美君、二三番新福愛子君、六番湯之原一郎君、一三番里山和子君退席」

○議長（兼田勝久君） お諮りします。議会推薦の農業委員は四人とし、森川和美議員、新福愛子議員、湯之原一郎議員、里山和子議員、以上の方を推薦したいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。

議会推薦の農業委員は四人とし、森川和美議員、新福愛子議員、湯之原一郎議員、里山和子議員、以上の方を推薦することに決定しました。

四人の着席を求めます。

「二九番森川和美君、二三番新福愛子君、六番湯之原一郎君、一三番里山和子君着席」

△日程第三三 選挙第三号始良市選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（兼田勝久君） 日程第三三、選挙第三号始良市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第百十八条第二項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。選挙の方法については、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推薦の方法については、議長が指名すること

にしたいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

始良市選挙管理委員には、御手元に資料を配付しましたとおり、恒見勝則、春山信一、猪俣吉夫、久保洋行、以上の方を指名します。お諮りします。ただいま、議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました、恒見勝則、春山信一、猪俣吉夫、久保洋行、以上の方が始良市選挙管理委員に当選されました。

次に、始良市選挙管理委員補充員には、お手元に資料を配付しましたとおり、榎園洋子、増田睦、永吉清美、福元敕、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました、榎園洋子、増田睦、永吉清美、福元敕、以上の方が始良市選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序はただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。ただいま議長が指

名した順序に決定しました。

△日程第三四 閉会中の所掌事務調査の件

○議長（兼田勝久君） 日程第三四、閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会から会議規則第九十八条第二項の規定によって、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第三五 議員派遣の件

○議長（兼田勝久君） 日程第三五、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣の件について、会議規則第一百六十条第二項の規定によって、議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書をお手元に配付しております。

お諮りします。議員研修等の派遣については、行事計画書のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書のとおり、議員を派

遣することに決定しました。

お諮りします。本会議の案件中、字句等の軽微整理を要するもの、行事計画の変更等については、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、字句等の軽微整理、行事計画の変更等は議長に委任することに決定しました。

△閉 会

○議長（兼田勝久君） これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成二十二年第一回始良市議会臨時会を閉会します。

午後五時十分閉会